

給水装置工事に係る取扱要綱

内容現在 平成 24 年 4 月 1 日

加除（さしかえ）表

追録第 12 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
総目次	目 1 から目 2 まで	1	目 1 から目 2 まで	1	加除整理表一覧の次
第 1 部	目 3 から目 4 まで	1	目 3 から目 4 まで	1	目 2 の次
	1 3 から 1 4 まで	1	1 3 から 1 4 まで	1	P 1 2 の次
	2 3 から 2 6 まで	2	2 3 から 2 6 まで	2	P 2 2 の次
	3 9 から 4 2 まで	2	3 9 から 4 2 まで	2	P 3 8 の次
	4 7 から 5 0 まで	2	4 7 から 5 0 まで	2	P 4 6 の次
	5 5 から 5 6 まで	1	5 5 から 5 6 まで	1	P 5 4 の次
	5 9 から 6 0 まで	1	5 9 から 6 0 まで	1	P 5 8 の次
	6 5 から 6 7 まで	2	6 5 から 6 7 まで	2	P 6 4 の次
第 2 部	目 1 から 1 2 まで	7	目 1 から 1 2 まで	7	第 2 部表紙の次
	1 5 から 1 6 まで	1	1 5 から 1 6 まで	1	P 1 4 の次
	2 1 から 3 0 まで	6	2 1 から 3 0 まで	6	4 中見出しの次
	3 3 から 3 4 まで	1	3 3 から 3 4 まで	1	P 3 2 の次
	3 9 から 4 2 まで	2	3 9 から 4 2 まで	2	P 3 8 の次
	4 7 から 4 8 まで	1	4 7 から 4 8 まで	1	P 4 6 の次
	5 1 から 5 6 まで	3	5 1 から 5 6 まで	3	P 5 0 の次
	5 7 から 6 0 まで	2	5 7 から 6 0 まで	2	8 中見出しの次
	6 1 から 6 3 まで	2	6 1 から 6 3 まで	2	9 中見出しの次
第 3 部	3 から 4 まで	1	3 から 4 まで	1	P 2 の次
第 4 部	表紙	1	表紙	1	第 3 部 P 1 6 の次
	目 1	1	目 1	1	表紙の次
	1 から 2 まで	1	1 から 2 まで	1	目 1 の次
	5 から 6-4 まで	3	5 から 6-4 まで	3	P 4 の次
	6-9 から 8 まで	5	6-9 から 8 まで	5	P 6-8 の次

第5部	目1から6まで	5	目1から6-2まで	6	第5部表紙の次
	7から14まで	4	7から14まで	4	(2)扉表紙の次
	(3)扉表紙	1	(3)扉表紙	1	P14の次
	15から20まで	3	15から20-2まで	4	(3)扉表紙の次
	23から26まで	2	23から26まで	2	(5)扉表紙の次
	27まで33まで	4	27まで33まで	4	(6)扉表紙の次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

総目次

第1部 給水装置工事に係る基本事項

1. 目的	1
2. 給水装置の概要	1
3. 給水方式	3
4. 計画使用水量	4
5. 給水装置工事の施工	2 3
6. 製図	5 5
7. 給水装置工事設計審査	6 0
8. 給水装置工事検査	6 0

第2部 給水装置工事手続等の取扱

1. 手続等業務のフロー	1
2. 申請の手続	3
3. 手数料の取扱	1 3
4. 給水装置工事竣工図書等の閲覧の取扱	2 1
5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱	2 3
6. 中層建築物直結給水の取扱	3 1
7. 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱	4 3
8. 私設消火栓等の取扱	5 7
9. 貯水槽水道の取扱	6 1

第3部 給水装置工事材料の取扱

1. 給水装置の構造および材質	1
2. 給水装置工事材料の性能基準の区分	2
3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法	3
4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法	3
5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示	5
6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）	9

第4部 函館市企業局指定給水装置工事事業者に関する事務取扱

1. 総則	1
2. 指定給水装置工事事業者の指定等	1
3. 給水装置工事主任技術者	4
4. 指定給水装置工事事業者の義務	4
5. 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理	6
6. 経過措置	7

第5部 申請書等の様式

申請書等の様式

⑦ その他の器具等	22-2
5. 給水装置工事の施工	23
(1) 土木工事	23
① 現場管理	23
② 道路掘削工事の施工	24
③ 道路復旧工事の施工	25
④ 標準復旧断面図	26
(2) 管工事	37
① 鋳鉄管施工基準	37
② ポリエチレン管施工基準	42
③ 分岐工事	46
④ 計画断水作業	47
⑤ 凍結防止方法	48
⑥ 修繕工事	53
6. 製図	55
(1) 作図方法および様式	55
① 方法	55
② 位置図	55
③ 平面図	55
④ 立体図	56
⑤ 詳細図	56
⑥ 様式	56
⑦ その他	56
(2) 表示記号	57
① 給水管および給水用具類	57
② 管種	58
③ 口径	58
④ 弁類	58
⑤ 異形管類 (K形の場合)	59

7. 給水装置工事設計審査	6 0
(1) 設計審査申請図書	6 0
(2) 設計審査申請の承認通知	6 0
8. 給水装置工事検査	6 0
(1) 工事検査申請図書	6 0
(2) 分岐工事等の立会検査	6 1
① 分岐工事および分岐止工事の立会検査区分	6 1
② 分岐工事の時期	6 1
(3) 通水作業の立会検査	6 2
① 通水作業の立会検査区分	6 2
② 通水方法	6 2
③ その他	6 3
(4) 水圧試験	6 4
① 試験要領	6 4
② 試験方法	6 4
(5) 管理者が行う完成検査	6 6
① 完成立会検査	6 6
② メーター以下の給水装置の検査項目	6 6
③ 水質検査	6 6
④ 路面復旧の確認	6 6
⑤ 立会を必要としない検査	6 6
⑥ 現場検査の省略	6 7
(6) 指定事業者が行う完成検査	6 7
(7) 水質試験	6 7
① 基本事項	6 7
② 新設管布設工事の水質試験	6 7

⑤ メーターの選定等

- ア 新たに設置するメーターの器種は、原則として口径13mm～口径40mmは直読メーター、口径50mm以上は電子式遠隔表示装置付水道メーター（以下「電子メーター」という。）とする。ただし、営業所管内に設置するメーターの器種は、原則として電子メーターとする。
- イ 管理者が採用するメーターの器種は、次のとおりとする。

メーター機種一覧



⑥ メーター口径

メーターは、適正な計量を確保するため、メーター型式別使用流量基準表の範囲内のものを選定する。

水道メーター型式別使用流量基準表

口径	メーター形式	定格最大流量 Q ₃ (m ³ /h)	計量範囲 Q ₃ /Q ₁ R	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容流量		一日あたり使用時間流量			一ヶ月当たり 使用量 (m ³ /月)	給水栓数	同時使用栓数	
					一日一時間以 内使用の場合	10分/日以内 使用の場合	一日使用時間の 合計が5時間	一日使用時間の 合計が10時間	一日24時 間使用のとき			瞬時的 使用時	使用時
13	接線流	2.5	100	0.1~1.0	1.5	2.5	4.5	7.0	12.0	100.0	~4	2	
20	"	4.0	100	0.2~1.6	2.5	4.0	7.0	12.0	20.0	170.0	~15	4	
25	"	6.3	100	0.23~2.5	4.0	6.3	11.0	18.0	30.0	260.0	~20	5	
40	たて形軸流	16.0	100	0.4~6.5	9.0	16.0	28.0	44.0	80.0	700.0	~30	6	
50	電子式 たて形軸流	40.0	100	1.25~17.0	30.0	40.0	87.0	140.0	250.0	2,600			
75	"	63.0	100	2.5~27.5	47.0	63.0	138.0	218.0	390.0	4,100			
100	"	100.0	100	4.0~44.0	74.5	100.0	218.0	345.0	620.0	6,600			
150	電磁式	400.0	160	2.5~400.0	400.0	400.0	2,000	4,000	7,800	234,000			
200	"	630.0	160	3.94~630.0	630.0	630.0	3,150	6,300	13,680	410,000			

5. 給水装置工事の施工

(1) 土木工事

① 現場管理

ア 現場管理における留意事項

- (ア) 工事の施工にあたっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令および工事に関する諸規定を遵守し、常に交通および工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努める。
- (イ) 道路工事にあたっては、交通の安全等について道路管理者および所轄警察署と事前に相談し、指示どおり措置する。
- (ウ) 占用工事施工者（以下「施工者」という。）は、工事現場に監督員または現場責任者を常駐させて、許可条件の履行および作業の指導を行わなければならない。
- (エ) 人家に接近し掘削する場合は、その出入りを妨げないように措置する。
- (オ) 道路の交差する箇所、または沿道建築物の出入り上必要な箇所には、安全な横断道路を設ける。
- (カ) 原則として、道路の片側を常に通行できるようにし、横断して掘削する場合は、交通に支障を及ぼさない範囲で部分的に行う。
- (キ) 工事材料（掘り返し土砂を含む）、器具等は、道路標識、交通標識、消火栓等の施設に支障のない場所に定置し、常に点検、整理する。
- (ク) 工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」その他の規定に基づき、施工者が責任を持って適正かつ速やかに処理する。
- (ケ) 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物を管理する者に通報し、その指示に従わなければならない。
- (コ) 掘削および現場における材料残土等の積みおろし作業時には、交通の安全等を確保するために保安設備を設置し、保安要員を配置する。また、その工事の作業員の安全についても十分留意する。
- (サ) 掘削の肩には、土砂を堆積しないで余地を設けるものとし、掘削土砂が交通に支障を及ぼさないように措置する。
- (シ) 掘削の周囲は、通行人に危険を及ぼさないような設備をし、かつ、夜間においては、赤色燈又は黄色燈を点燈する。
- (ス) 工事中、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちに所轄警察署長、道路管理者に通報するとともに、企業局に連絡しなければならない。工事の際には、あらかじめこれらの連絡先を確認し、周知徹底する。
- (セ) 施工者は、本復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合、または道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復をしなければならない。

イ 道路付属物および既設占用物件の調査

- (ア) 道路中心標，境界石標，道路標識，防護柵，街路樹等を移動し，または一時撤去する必要を生じた場合は，あらかじめ届け出て指示を受ける。
- (イ) 占用工事の施工にあたっては，事前に工事箇所における地下埋設物件の調査を行い，移設または撤去の必要が生じた場合は，関係者に連絡の上，必要な措置をする。

ウ 工事の時期

- (ア) 他の占用工事または道路工事の時期を勘案して適当な時期とする。
- (イ) 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期とすること。特に道路を横断して掘削する工事，その他道路の交通を遮断する工事については，交通量の最も少ない時期とする。

② 道路掘削工事の施工

ア 掘削方法

- (ア) 掘削前に，地下埋設物等の調査を行い，必要があれば関係機関の立会を求めること。また，道路占用・使用許可等の有無を確認すること。
- (イ) 道路標識，ベンチマーク，境界標識，その他重要な施設に接近して掘削しないこと。やむを得ず掘削するときは，関係者の立会または指示に基づき行うこと。
- (ウ) 掘削断面は，道路管理者等が指示する場合を除き，予定地における道路状況，地下埋設物，土質条件，周辺の環境および埋設後の給水管の土被り等を総合的に検討し，最小で安全かつ確実な施工ができるような断面および土留法を決定すること。
- (エ) 特に掘削深さが1.5mを超える場合は，切取り面がその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き土留工を施すこと。
- (オ) 掘削深さが1.5m以内であっても自立性に乏しい地山の場合は，施工の安全性を確保するため適切な勾配を定めて断面を決定するか，または土留工を施すものとする。
- (カ) みぞ掘，つぼ掘，推進工法またはこれらに準ずる工法にし，えぐり掘は行わない。
- (キ) 掘削は原則として手掘りとする。ただし，開発行為等で他の埋設物がないことが確認されるものについては，機械掘削ができる。
- (ク) 機械掘削にあたっては，機械の搬入，騒音について事前に付近住民の了解を得ておかなければならない。
- (ケ) 舗装道路については，舗装部分の掘削は，影響幅を除き，切断機で丁寧に切り取り，舗装片は下層の掘削土砂と混じらないように注意する。
- (コ) 砂利道については，上層と下層の土砂が混じらないように十分注意して掘削し，完全に区別しておく。
- (サ) 軟弱地盤または湧水地帯にあつては，土留工を施し，湧水および溜水を排除しながら掘削するとともにその排水先に注意する。

(シ) 緊急時の掘削を必要とする時は、あらかじめ企業局、道路管理者、所轄警察署へ連絡のうえ行わなければならない。

イ 占用工事の制限

道路の維持保全のため次の期間を経過しないものは、原則として掘削は許可されない。

- | | | |
|--------------------|---------|-----|
| (ア) コンクリート舗装 | 工事完了日から | 5年間 |
| (イ) アスファルト舗装 | 工事完了日から | 3年間 |
| (ウ) 路面処理道（オーバーレイ等） | 工事完了日から | 1年間 |

ただし、次の事項に掲げる掘削工事であると認める時は、前の規定は適用しないことができる。

- a 災害予防又は事故復旧（漏水、路盤沈下等）工事等に伴うもの。
- b その他特に道路管理者が認めたもの。

③ 道路復旧工事の施工

ア 路床工（埋戻し工）

- (ア) 埋戻し土は、粘土塊、有機物、ごみ、その他有害物を含まないものとし、埋戻しに適した含水比をもって使用する。
- (イ) 埋戻し土は、路床工として適当でない場合は、砂、切込砂利、良質の土砂等との入替またはこれらの補充を行う等の措置をし、埋戻しをする。
- (ウ) 埋戻し前に、湧水、溜水を完全に排水し、その他有害物を除去した後埋戻し、一層の仕上り厚さが20cmとなるようランマー等により十分に締固めを行う。（この場合の敷ならし厚さは25～30cm以下とする。）
- (エ) 掘削溝内に埋設物がある場合には、埋設物管理者との協議に基づく防護を施し、埋設物付近の埋戻し土が将来沈下しないよう十分注意して施工する。

イ 路盤工

- (ア) 使用する材料（碎石、砂利等）は、粘土塊、有機物、ごみ、その他有害物を含まないものとする。
- (イ) 材料の敷均しは、材料の分離を避け均一に敷均し、各層（層厚は原則として20cm以下とする。）ごとにランマー等により、影響範囲を含め、十分に締固めを行う。
- (ウ) 路盤仕上げで特に必要と認められる箇所にあつては、良質の目つぶし材を使用し、仕上げを行う。

ウ 舗装工

(7) 本復旧工事

- a 本復旧は、在来舗装と同等以上の強度および機能を確保するものとし、舗装構成は、道路管理者が定める仕様書によるほか、関係法令等に基づき、埋戻し完了後速やかに行う。
- b 工事完了後、速やかに既設の区画線および道路標示を溶着式により施工し、標識類についても原形復旧する。

(イ) 仮復旧工事

- a 速やかに本復旧工事を行うことが困難なときは、道路管理者の承認を得た上で仮復旧工事を行う。
- b 仮復旧の表層材は、常温または加熱アスファルト合材によらなければならない。舗装構成は、道路管理者の指示によるものとする。
- c 既設舗装との一体化を図るため、既設舗装の切断面およびアスファルト舗装各層にはタックコートを入念に施し、十分に締固めて平坦に仕上げる。
- d 仮復旧跡の路面には、白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による標示ペイント等により表示する。

(ウ) 砂利道

- a 砂利道の復旧は、道路管理者の指示に従い直ちに行う。
- b 材料は、均一になるまで十分切り返し、所定の厚さに敷き均す。
- c 既設砂利層も含めて不陸整正し、十分締固めを行う。

(エ) 保証期間

- a 道路復旧工事の保証期間は、道路の構造等を考慮して次のとおりとする。

(a) 舗装道路	2年間
(b) 路面処理道及び砂利道	1年間
- b 保証経過後、明らかに占用工事が原因で路面沈下または陥没等が生じた場合は、施工者において補修する。

④ 標準復旧断面図

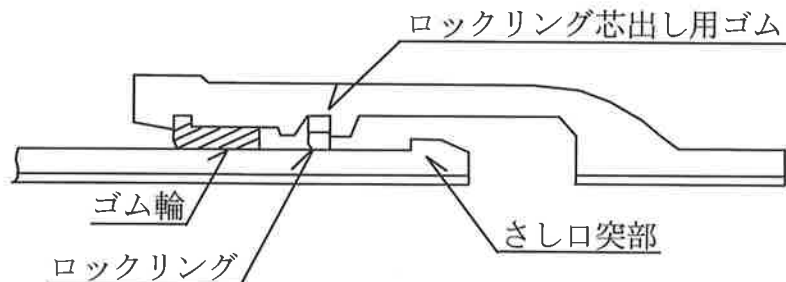
別紙 図-1・1 ~ 図-1・7による。

ア 復旧面積

- (7) 舗装道路の復旧は、掘削幅に影響部分として別表1「影響範囲」を加えた範囲を復旧面積とする。
- (イ) 未舗装道路（砂利道）の復旧は、掘削幅に1.2を乗じた範囲を復旧面積とする。

(イ) NS形接合

この継手は、大地震でしかも地盤が悪い場合を想定して大きな伸縮余裕、曲げ余裕をとっているため、管体に無理な力がかかることなく継手の動きで地盤の変動に適応することができる。(口径75～250mm)



継手部分詳細図

接合法には次の点に留意すること。

- a 受口溝およびさし口外面の清掃を行う。
- b ロックリングとロックリング芯出し用ゴムの確認を行い、正しくセットする。
- c ゴム輪の内面およびさし口外面テーパ部から白線までに滑剤をむらなく塗布する。
- d さし口の挿入は、管をクレーン等で吊った状態で、管芯が一直線になるようにセットし、レバーロックで所定の位置まで挿入する。
- e さし口が所定位置に入っているかの確認を薄板ゲージにより測定する。

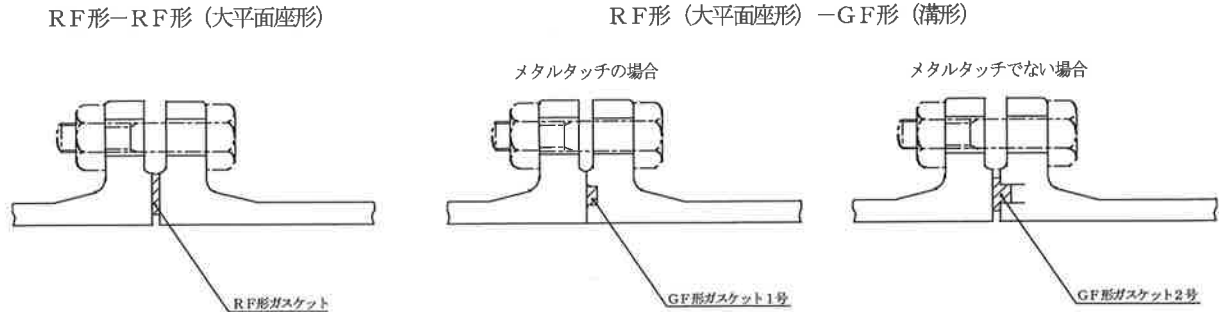
(ウ) 作業上の注意点

- a 管の接合は、さし口部外面および受口部内面等に付着している油、砂、その他の異物を完全に除去する。
- b 締付けは、ラチェットレンチ、トルクレンチ、スパナ等の工具とダクタイル管継手用滑剤を使用し、确实、かつ丁寧に施工する。
- c 滑剤は、継手用滑剤に適合するものを使用し、グリース等の油剤類は絶対に使用しない。

(エ) 離脱防止金具による防護方法

社団法人日本水道協会発行「水道施設設計指針」による。

(オ) フランジ接合



継手部分詳細図

接合法には次の点に留意すること。

- フランジ面をきれいに清掃する。
- フランジの間にパッキンを入れる。
- フランジを締付けるボルトの全数を最初一様に手で軽く締め、次にスパナで少しづつ片締めにならないよう対角線上に交互に締めてゆく。

なお、パッキンは、良質で厚さ3～6mm程度のものを用い、耳をつけておくと、取付け、取外しに便利である。

エ 異形管

铸铁管工事における異形管の種類は、次のとおりである。

- ・わん曲部 : 曲管
- ・T字取出し : T字管
- ・異径箇所 : 片落ち管
- ・伏越し、その他 : 乙字管, 継輪
- ・管端 : 栓

等を、使用管種等に応じて使い分けをし、使用する場合には、次の点に注意して施工すること。

(ア) 十分に安全性を考慮して設計すること。

(イ) 曲管, T字管, 片落ち管等の異形管は、水平, 鉛直ともに管内の水圧による不平均力を受けるので、このため異形管が外側へ移動し継手が離脱する恐れがあるので、防護すること。

オ 切断

铸铁管の切断作業は、エンジンカッター (ハンドカッター), メタルソー切断機 (パイプカッター) で行う。

切断箇所の外径および外周長を実測し規格公差内にあることを確認した管を使用し、切断面はモルタルライニングの損傷部を補修するとともに、ダクタイル管補修用塗料を塗装すること。

(ア) エンジンカッターによる切管作業

作業前に使用するエンジンカッターと道具の点検を行い、砥石の湿り、損傷、締付け、ナットのゆるみのないことを確認し、付近に引火物がなく、安定した作業体位が確保できる場所を選定し、正確に行うこと。特に夜間行う場合、騒音に配慮しなければならない。

(イ) メタルソー切断機（パイプカッター）による切管作業

手動式と動力式があり、切断機および溝切り兼用機がある。作業前に必ず切断機の点検を行い、作業中にずれないように確実に固定すること。

切断機、および溝切り兼用機の種類と用途（参考）

切断機械の種類 溝切り	切断の方法 溝切り	動力源	駆動方式	切断・溝切りの 可能口径	材質		切断条件		溝切
					FC管	DCI管	既設管	陸切り	
1. エンジンカッター (ハンドカッター)	薄い特殊砥石を高速回転させ、機械を手で保持しきり進み切断する。	ガソリンエンジン 6PS	Vベルト駆動	各社 φ75～φ1000	○	○	△	○	×
		A. C1/4HPの 電動式あり	歯車直結式	P社 φ75～φ200	○	○	△	○	×
2. メタルソー 切断・溝切り機 (可搬式)	管外周にチェーンを巻き付け、それをガイドにしてカッターで管厚さを一度に切り込み、一周すると切断溝切りができる。 自動送り装置付き。	ガソリンエンジン 8PS	油圧モーター	C社 φ600～φ1500	○	○	○	○	○
		〃	フレキシブル シャフト	O社 φ150～φ2600	○	○	○	○	○
		電動機 3相220V. 15W	Vベルト駆動	Y社 φ700～φ2600	○	○	△	○	○
		ガソリンエンジン 6PS	フレキシブル シャフト	F社 φ150～φ600	○	○	○	○	○
		電動機 3相220V. 15W	歯車直結手送り	K社 φ75～φ200	○	○	○	○	△

備考 ○：可能
△：なんとか切れる
×：不可能

カ 曲げ配管

曲部箇所には、曲管を使用する。なお、継手箇所において振る（曲げる）ことができる最大角度は、次表のとおりとする。

許容曲げ角度表

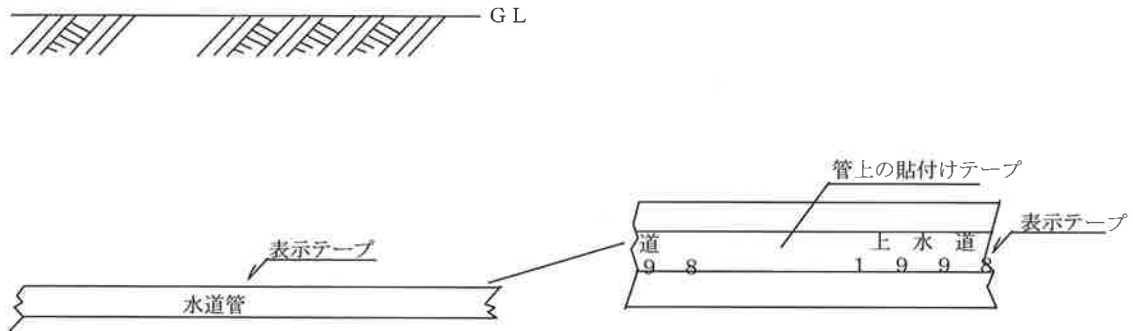
口径(mm) 継手の形	75	100	150	200	250
K形	5°	5°	5°	5°	4°
NS形	4°	4°	4°	4°	4°

キ 管の明示

管の誤認を避けるため、埋設管には、布設年次等を明示するテープを貼付けること。

口径75mm以上の管には、道路法施行規則に基づき管上に表示テープ（地色一青，文字一白）を貼付けること。

表示テープ敷設（例）



ク 腐食防止

地中に埋設されている鑄鉄管は、管の内面は水に、外面は湿った土壌または地下水などの電解質に常に接しているため、化学的な作用によって腐食（自然腐食）が発生し、電気鉄道に接近して埋設されている場合は、その軌条から地中に流れでた電流の電気分解作用による電解腐食（電食）などを受けやすい。

腐食防止の措置としては、0.2mm厚のポリエチレンチューブを継手部分も含めて管体にかぶせて埋設するポリエチレンスリーブ法がある。

施工上の留意点としては、スリーブと管の隙間に、入った侵入水の移動を最少限にとどめ、またスリーブの傷を少なくすること。また、スリーブによって被覆された管および弁類などの埋戻しは、スリーブへの損傷を最小限にとどめるよう注意して行い、埋戻し土に大きな石が含まれないように注意すること。

ケ その他

口径75mm以上の給水管を布設しようとするときは、給水装置の維持管理上必要なことから、原則として、配水管の分岐部に仕切弁を設け、弁きょうを設置すること。

② ポリエチレン管施工基準

ア 水道用ポリエチレン二層管

(7) 耐候性を向上させるため、カーボンブラックを含有している水道用ポリエチレン管は、水質によって内面に水泡が発生し、時間の経過とともに、極薄い内面薄利が生じる恐れがある。これらを防止するため、2層管のJIS K 6762とする。

(4) ガソリンスタンドや灯油タンクなど有機溶剤の浸透の恐れのある場所においては、金属管を使用しポリエチレン管、塩化ビニル管の使用は避けること。やむを得ず使用する場合には金属性のサヤ管で防護すること。

(カ) ボルトの締付けは、平均に締付けること。片締めになると締めおくれた部分のパッキンが水圧によってはみ出され漏水の原因となる。割丁字管を取付けた後、取付けの良否について、穿孔前に分岐口から水圧試験を行い確認すること。

(キ) 軟弱地盤では取付けた割丁字管および仕切弁、分岐する管が既設管に対してテコの作用を及ぼすおそれがあるので、必要に応じて地固めや基礎コンクリート杭などによる防護をすること。

(ク) 穿孔完了後は、切りくず、切断片等を完全に管の外へ排出すること。

イ ポリエチレン管からの分岐

(ア) 口径40mmから分岐する口径が20mmの場合、または口径50mmから分岐する口径が20mm～25mmの場合は、ポリエチレン管用サドル付分水栓を使用する。

(イ) ポリエチレン管用チーズを用いて分岐する場合、万力をかけた箇所には、MCユニオンで補修すること。

ウ 塩化ビニル管からの分岐

(ア) 割丁字管および水道用サドル付分水栓は、塩ビ管用を使用すること。

(イ) 冬期間の低温時においては、塩ビ管が硬くなっているため、必要に応じて管を暖めてから少しずつ穿孔すること。

④ 計画断水作業

給水工事における計画断水作業に係る費用については、申込者の負担とし、管理者と打合わせの上、次の要領で行う。

ア 断水区域の確認を行う。既設仕切弁の有無を確認し、マンホール内を点検する。

イ 大口需用者および飲食店等には、事前に広報を行い、日時を打合わせ、経営企画課へ前々日までに連絡する。また、消火栓が使用不可になる場合は、市消防本部警防課へ消火栓の栓体番号を前日までに連絡する。

ウ 断水作業当日は、広報車で断水区域を広報する。また、関係する部署に工事内容を連絡する。

エ 断水作業の手順は、既設管の口径、形状を確認し、連絡箇所の使用材料を現場に搬入しておくこと。既設管切断時には切断寸法を確認すること。

オ 管内の流れを考慮して仕切弁を操作し、断水を行う。消火栓および給水装置より断水確認を行う。

カ 連絡工事完了後、エア抜きおよび管洗浄を行いながら、管内の流れを考慮して仕切弁の操作を慎重に行う。断水作業に伴う管洗浄水量を無収水量集計表により報告する。なお、消火栓を使用して管洗浄を行う場合は、携帯用メーターを設置して計量すること。また、冬期間の場合は、凍結防止のため、消火栓の水抜きをすること。

キ 断水作業完了後、メーターづまり等出水不良箇所がある場合は、管理者の指示に従い速やかに対応し、処理すること。

⑤ 凍結防止方法

ア 基本事項

(ア) 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所には、寒冷地であることを十分考慮し、耐寒性能を有する給水装置にしなければならない。

凍結のおそれがある場所とは、

- a 家屋の北側に面した位置に設置する立ち上がり管
- b 屋内、屋外の露出給水管（受水槽廻り，湯沸器廻り等）
- c 水路等を横断する上越し管
- d やむを得ず凍結深度より浅く埋設しなければならない場合

(イ) 屋内配管には、管内の水を容易に排出できる位置に不凍水抜栓を設置することを原則とする。

(ロ) 給水装置には、不凍水抜栓の設置または断熱材や保温材で被覆し、結露のおそれがある場合には、適切な防露措置を講じること。

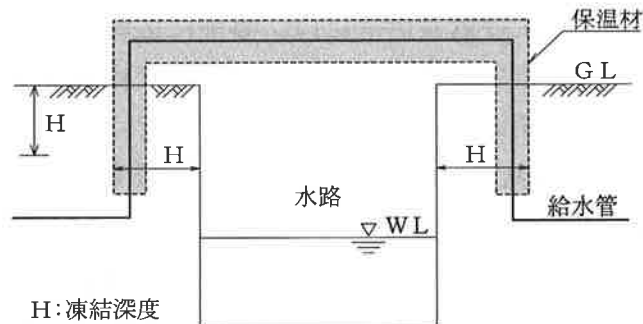
(ハ) 給水栓等が凍結のおそれがある場合は、耐寒性能に優れた給水用具を使用すること。

(ニ) 屋外配管は、土中に埋設し凍結深度より深くすること。

イ 屋外配管の構造

(ア) 凍結のおそれがある屋外配管は、土中に埋設することとし、かつ、その埋設深度は凍結深度より深くする。

(イ) 下水管等によりやむを得ず凍結深度より浅く布設する場合や、擁壁，側溝，水路等の側壁からの距離が十分にとれない場合は、保温材（発泡スチロール等）で適切な防寒措置を講じること。（図－1）



図－1 水路の防寒措置

(ロ) 屋外給水管等の外部露出管は、保温材（発泡スチロール，加温式凍結防止器等）で適切な防寒措置を講じるか、または水抜き用の給水用具を設置すること。

ウ 屋内配管の構造および材質

(ア) 屋内配管は、原則として管内の水を容易に排出できる位置に不凍水抜栓を設置するか、または断熱材や保温材で給水装置を被覆すること。

(イ) 不凍水抜栓を使用する場合は、日本水道協会特別基準、(社)日本バルブ工業会規格の基準適合品とする。

エ 水抜き栓の種類と操作

(ア) 不凍水抜栓

給水管路の途中に設置し、給水装置の管内の水を地中に排出し、凍結防止するもので、それぞれの配管系統ごとに設置するもの。

寒冷地では、積雪により冬期間メーターの一次側にある止水栓が使用できなくなるため立ち上がり管の損傷等の修繕の場合に使用することが多い。一度のハンドル操作で止水と排水が同時にできるものである。

(イ) 電動式不凍水抜栓

ハンドルに変わり電動式の駆動部(モーター)を取り付け、操作盤のスイッチにより水抜き操作を行うものである。(図-2)

(ウ) 函館市型防寒止水栓

改良を重ね5種類のものがあり、現在も相当数設置されているが、平成2年に製造を中止した。

修繕用のスピンドル、パッキンおよびスピンドルとカバーがセットになった上部部品(口径13・20mm)は、函館管工事業協同組合が窓口になって取扱っている。

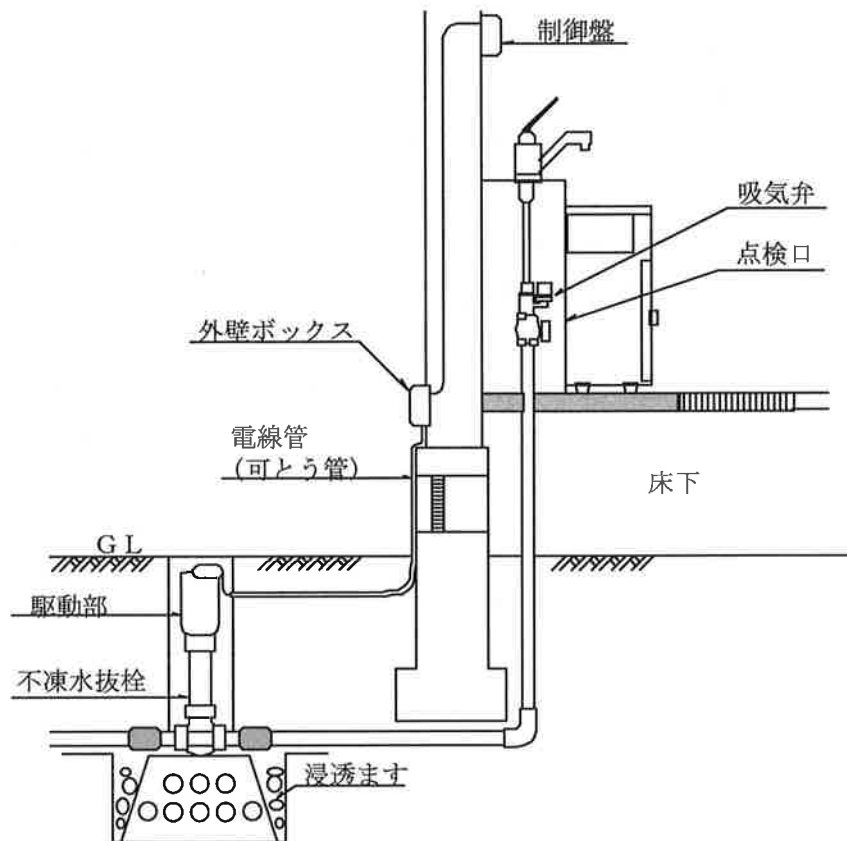
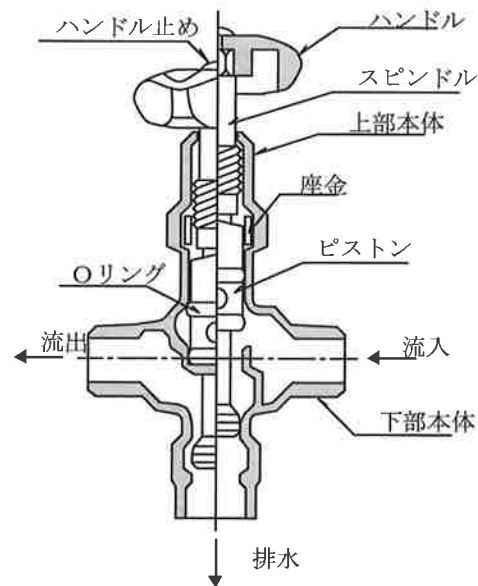


図-2 電動式不凍水抜栓の設置

(エ) 水抜きバルブ

水抜きバルブは、地下室またはピット内等で不凍水抜栓を設置できない場合に取付け、水抜き操作をするバルブである。排水は用具本体の排水口に配管を接続して、浸透ます等に放流する。(図-3)



オ 水抜き用の給水用具の設置

- (ア) 給水装置の構造、使用状況および維持管理を踏まえ選定すること。
- (イ) 操作および修繕等が容易な場所に設置すること。
- (ウ) メーター下流側で屋内立上り管の間に設置すること。
- (エ) 汚水ます等に直接接続せずに、間接排水とすること。
- (オ) 排水口は、凍結深度よりも深くすること。
- (カ) 排水口付近には、水抜き用浸透ますの設置又は切込砂利等により埋め戻し、排水を容易にすること。(図-2)
- (キ) 水抜き用の給水用具以降の配管は、管内水の排水が、容易な構造とすること。
 - a 用具類への配管は、できるだけ鳥居型配管やU字型配管を避け、先上がりの配管とすること。
 - b 先上がり配管および埋設配管は1/300以上の勾配とし、露出の横走り配管は1/100以上の勾配をつけること。
 - c 末端給水栓に至る配管がやむを得ず先下がりとなる場合には、水抜き操作をしても給水栓弁座部に水が残るので、注意して配管すること。
 - d 配管が長い場合には、万一凍結した際に、解氷作業の便を図るため、取り外し可能なユニオン、フランジ等を適切な箇所に設置すること。
 - e 配管途中に設ける止水栓類は、排水に支障のない構造とすること。
 - f 給水栓はハンドル操作で吸気をする構造(固定こま、吊りこま等)とすること。または、吸気弁を設置すること。(図-2)
 - g やむを得ず水の抜けない配管となる場合には、適正な位置に空気流入用または排水用の栓類を取付けて、凍結防止に対処すること。
 - h 水抜きバルブ等を設置する場合は、屋内またはピット内に露出で設置すること。

カ 防寒措置

- (ア) 防寒措置は、配管の露出部分に発泡スチロール、ポリスチレンフォーム、ポリエチレンフォーム等を施すものとする。(図-4)
また、その巻厚は次表を参考とすること。

6. 製図

給水装置の製図は、設計における技術的表現であり、工事の施工および工事費積算の場合の基礎であると同時に、将来の維持管理のための必須の資料である。

従って統一的な方法により明瞭、正確、容易に理解できるものであることが要求される。

図面は、設計、施工および工事費積算のための「設計図」と、工事の検査および維持管理のための「竣工図」に大別される。

(1) 作図方法および様式

① 方法

ア 作図するにあたっては、方位を明示するとともに北を上にするを原則とする。

イ 作図する図面の種類は、位置図、平面図、立体図および詳細図とするが、受水槽式給水方式の場合は、受水槽および高置タンクならびに受水槽以降の構造図、各種付帯設備の配置図を作成する。

ウ 表示記号は、(2)の表示記号を標準とする。

エ 縮尺は1/100を標準とし、これによりがたい時は1/50～1/500の範囲内とする。部分的に詳細を必要とする時は、拡大して表すこと。

オ 文字は、明瞭に体裁よく書き、数字は方向と位置を注意し、特に小数点は正確に記入すること。

カ 管などの長さの単位はm（小数点第1位まで記入）とし、口径の単位はmmとする。ただし、鋼管、給水栓、バルブ等については、AまたはB寸法で表示すること。

② 位置図

位置図については、施工場所が関係者等に一目で理解できるよう位置目標となる道路状況および主要な建物等を明示すること。

③ 平面図

平面図には、次の事項を明示すること。

ア 建物の位置（民地界、道路界からのオフセット）

イ 給水栓等給水用具の取付位置

ウ 配水管からの分岐位置および止水栓等のオフセット（3点から測定）

エ 布設する管の位置、管種、口径および延長ならびに防護工法

オ 材料および用具の別

カ 道路の種別（舗装の有無、幅員、歩車道区分、公道および私道の区分）

キ 分岐される配水管および給水管等の管種、口径

ク 原則として既設管は細く、新設管は太線書きとする。なお給水、給湯管を別書にすることができる。

④ 立体図

立体図は、平面図に表すことができない配管状況を立体的に表示するもので次の方法で作図すること。

ア 縮尺は、寸法に関係なく必要としないが、寸法に相応したものとし、全体が装置の形状を表現するようバランスのとれたものとする。

イ 水平埋設管は、図面に水平または原則として 45° の傾斜とし、立上がり管は、垂直に書くこと。

ウ 水栓類、用具等を表示記号によって記入すること。

エ 管種、口径、延長および防護工法等を記入すること。

⑤ 詳細図

詳細図を必要とする箇所は、次のとおりとする。

ア メーター設置（鳥居型および直線型の配管状況）

イ 鋳鉄管布設

ウ 受水槽設置（吐水口空間、HWL、LWL、有効水位等）

⑥ 様式

記入する用紙は、原則として所定のAサイズ図面を用いて作成すること。

ア 設計図は、原則としてA3サイズで「分岐から末端給水栓まで」を作成する。

イ 竣工図は、「分岐からメーターまで」は原則としてA4サイズで作成し、

「メーターから末端給水栓まで」は原則としてA3サイズで別々に作成する。





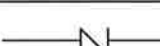



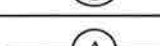
ウ 宅地造成等による図面作成については、原則として、A3サイズとする。

なお、書ききれない場合等、特に事情のある場合はA2サイズとすることができる。

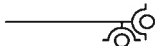
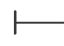
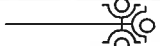


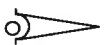

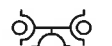




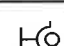

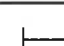

⑦ その他

提出する図面等は、原則として上質紙とし、電子式複写機を用いて作成すること。

④ 弁類

名 称	記 号	名 称	記 号
仕切弁（鑄鉄）		地下式消火栓 単口	
仕切弁（ソフトシール）		地上式消火栓	
逆 止 弁		ポ ン プ	
空 気 弁 双 口		排 水 弁	
空 気 弁 単 口			

⑤ 異形管類（K形の場合）

名 称	記 号	名 称	記 号
二 受 T 字 管		フ ラ ン ジ 短 管	
三 受 十 字 管		さ し 受 片 落 管	
フ ラ ン ジ 付 T 字 管		受 さ し 片 落 管	
曲 管		排 水 T 字 管	
継 輪		ラ ッ パ 管	
乙 字 管		栓	
短 管 1 号		離 脱 防 止 金 具	
短 管 2 号		不 断 水 割 T 字 管	

（注）NS形等の場合は，それぞれの継手記号を用いて表すこと。

7. 給水装置工事設計審査

(1) 設計審査申請図書

- ① 給水装置工事申込書
- ② 給水装置所有者分岐承諾書
(個人等が所有する給水管から分岐して給水装置を設置する場合、工事申込書の裏面に承諾を得ること。)
- ③ 給水装置工事(設計)・使用 材料書
- ④ 水理計算書(当該取扱で提出を定めている工事の場合)
- ⑤ 給水装置工事設計図
ア 一般住宅等：分岐から末端給水栓までの平面図，立体図，詳細図，位置図
イ 開発行為等：給水管布設平面図，配管接続図，位置図
- ⑥ その他必要と認める書類

(2) 設計審査申請の承認通知

提出された給水装置工事申込書の設計審査申請に対し、審査の結果を給水装置工事承認通知書により7日以内に通知する。

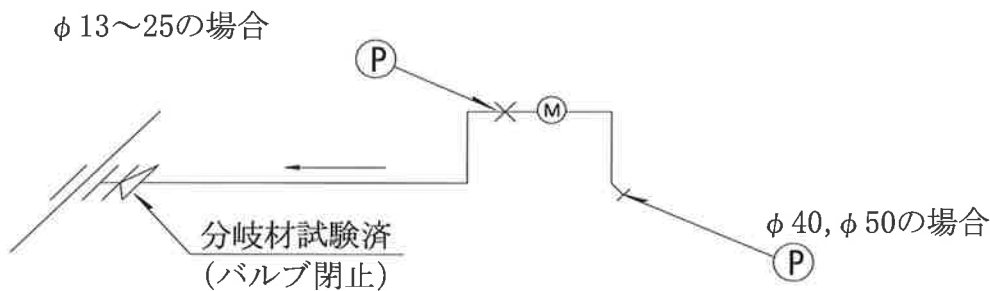
8. 給水装置工事検査

(1) 工事検査申請図書

- ① 給水装置工事検査申請書
- ② 給水装置工事 設計・(使用)材料書
- ③ 給水装置工事竣工図
ア 一般住宅等：分岐から末端給水栓までの平面図，立体図，詳細図，位置図
イ 開発行為等：給水管布設平面図，配管接続図，位置図
- ④ 水圧試験記録表
- ⑤ 工事竣工検査表
- ⑥ 給水装置工事写真
ア 宅地内工事写真
イ 道路内工事写真
- ⑦ 路面復旧完了届
- ⑧ 道路占用工事完了届
ア 占用工事完了届
イ 届に添付する写真
- ⑨ その他必要と認める書類
ア 仕切弁情報台帳
イ その他

イ 給水管の口径が13から25mmの甲止水栓使用のものは、分岐材の試験を終了した後、給水管等を接続し、止水栓手前エルボより試験を行う。

(図-2参照)



(図-2)

ウ メーター以下の給水装置の場合は、末端給水栓まで施工した後、給水栓とメーターの間で試験を行う。

エ 試験実施前に管内のエア抜きを十分行う。

オ 加圧状態は、1回の水圧試験に1枚の記録用紙とし、加圧から減圧までを1ストロークとして自記録装置により記録する。

カ 記録用紙には、次の事項を記載する。

(ア) 施工年月日、施工箇所、申込者名

(イ) 立会者確認(指名主任技術者、申込者または建築業者の印かサイン)

(ウ) 分岐等の試験箇所

(エ) 団地等で複数の試験を行う場合は、竣工図との照合番号

キ メーター以下の装置の試験では、次の事項に留意して実施する。

(ア) 一括した加圧が困難な場合は、部分的に加圧、記録してもよい。

(イ) 湯沸器等直結用具の取付けおよび給湯配管のあるものについては、直結部分の試験を行う。

(ウ) 受水槽またはシスタンク以降の給水設備は、直結配管同様試験を行うことが望ましい。

(5) 管理者が行う完成検査

配水管の適正な管理と水質の安全確保のため、必要な範囲の検査を行うもので、完成検査にあたっては、現地において指名主任技術者立会のもと、管理者が行う。

① 完成立会検査

- ア メーターを設置する工事
- イ 病院や飲食店等において、特殊器具を設置する工事
- ウ 受水槽設置等（私設消火栓、井戸水等）の工事
- エ その他、開発行為等の管理者が立会を必要と認める工事

② メーター以下の給水装置の検査項目

ア 使用材料等の確認

使用材料および用具については、給水装置工事検査申請書に添付される給水装置工事使用材料書で行う。

イ 給水方式の確認

（直結式給水）

（ア）管理者が定めた5階までの範囲

（イ）末端給水栓の出水量

（受水槽式給水）

（ア）受水槽の容量、設置状態および定水位弁の有無

（イ）末端給水栓の出水量

ウ 配管の確認

（ア）井戸水等のクロスコネクション

（イ）複数のメーターが設置された場合

（ウ）配水管の水質等に影響を及ぼす配管（給湯の循環使用、暖房の補給水、受水槽以降の給湯配管と直結給水配管との混合水栓による接合等）

エ 水抜栓の設置状態の確認

オ メーターの確認

（ア）メーター番号

（イ）メーターの設置状態

③ 水質検査

完成立会検査の際にDPD剤（No.1）により残留塩素測定を行う。また、水道水の臭気、味、色、濁り、異物の確認を行う。

④ 立会を必要としない検査

- ア 工事用および散水栓1栓のみの設置工事
- イ 50mm以下の公道以外の撤去工事（切り離し箇所の写真）
- ウ メーター以下の改造工事（管理者が必要と認めるものは除く）
- エ 道路路面復旧工事
- オ 修繕工事（管理者が必要と認めるものは除く）

⑤ 現場検査の省略

- ア 水洗化工事でフレキシブル継手による接合のもの
- イ 給水栓、ボールタップ等の給水用具および取付用の設備を撤去する工事
- ウ 埋設管の位置を変更する工事（設計審査で立会が必要と判断されるものは、工事中に立会う）
- エ パイプエンド止のみの改造工事および撤去工事（工事検査申請書に添付される図面および写真により確認を行う）
- オ 道路路面復旧工事（占用工事完了届に添付される写真により確認を行う）

(6) 指定事業者が行う完成検査

- ① 指定事業者（主任技術者）は、工事竣工検査表により完成図書の検査と現地検査を行う。
- ② 給水装置の使用開始にあたっては、水圧試験を行い、メーター設置後、通水、管内洗浄、水質の確認（臭気、味、色、濁り、異物）を行う。

(7) 水質試験

① 基本事項

- ア 水質試験のための採水は、管理者の指示により行うこと。
- イ 水質試験は、管理者が行う。

② 新設管布設工事の水質試験

- ア 管洗浄終了後、水質試験のための水を採水する。
- イ 試験水は、布設管路のそれぞれの末端から採水する。
- ウ 試験項目は、次のとおりとする。

- (ア) 濁度、色度、pH値、残留塩素等検査 : 採水ビン 500ml 2本
- (イ) 大腸菌 : 滅菌採水ビン 250ml 1本

第2部 給水装置工事手続等の取扱

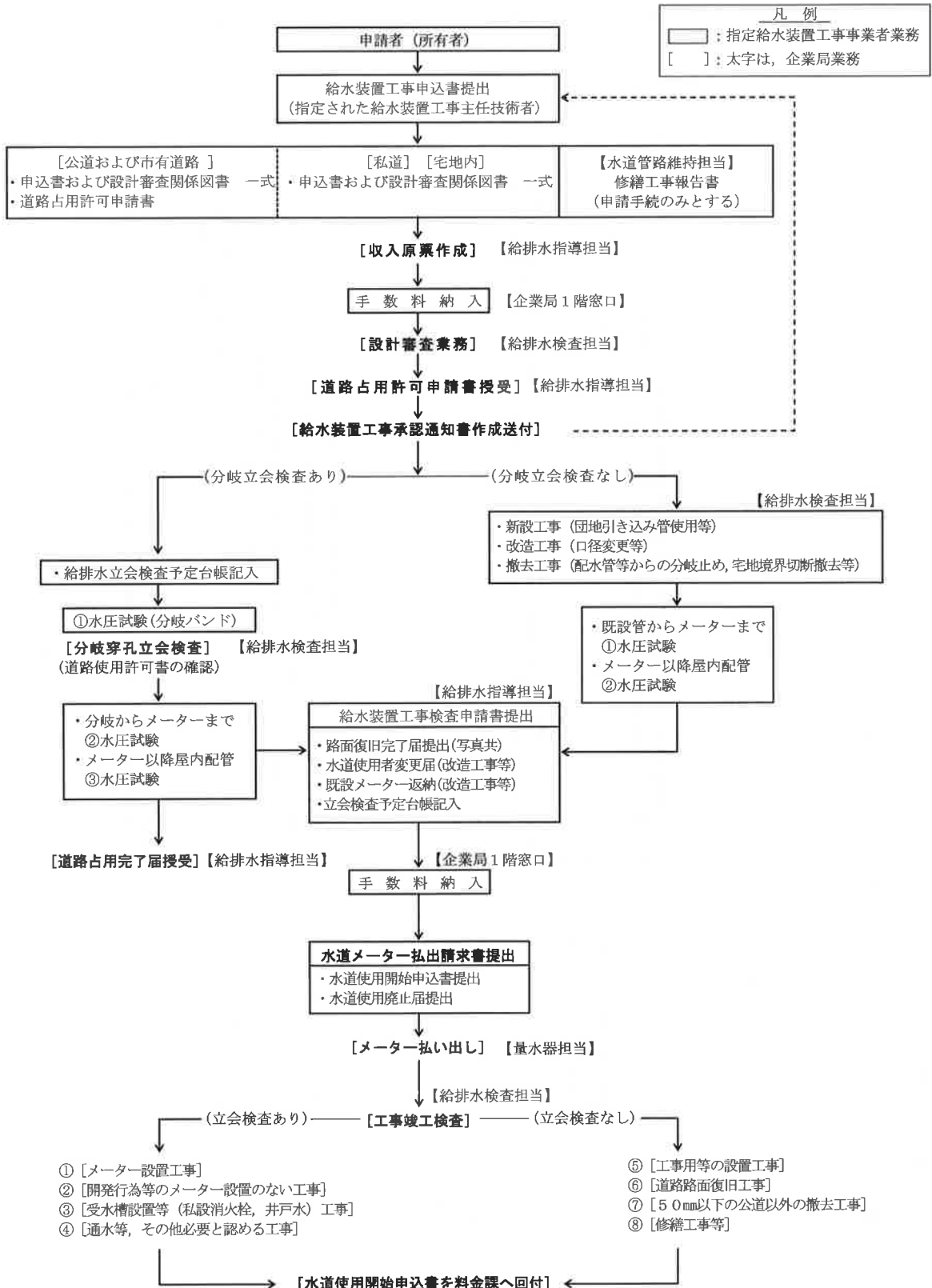
1. 手続等業務のフロー	1
(1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー	1
(2) 修繕工事の基本フロー	2
(3) 本局が所管する区域	3
2. 申請の手続	3
(1) 給水装置工事申込（設計審査申請）	3
① 申請時期と提出手続	3
② 給水装置工事の種別による申込の取扱	3
(2) 道路占用許可申請等	4
① 道路占用許可申請	4
② 道路使用許可申請	4
③ 提出図書および部数	4
④ 工事関係諸官公庁	5
(3) メーターの受け渡し	6
① 受け渡し手続	6
② 払出時期等	6
③ 水道メーター貸与の特例	7
④ 管洗浄用メーター設置に伴う取扱	7
(4) 工事中止の申請	7
(5) 給水装置工事検査申請	8
① 申請時期と提出手続	8
② 道路占用完了届の提出	9
(6) 立会検査の申請	10
① 申請の方法	10
② 検査員の指示	10
③ 給水装置工事検査の担当区域	10
④ 給水装置工事検査区域割図	11

(7) 修繕工事等の報告	1 2
① 修繕工事等に伴う連絡事項	1 2
② 修繕工事報告書の提出	1 2
③ 軽微な変更届の取扱	1 2
④ 使用水量等の認定	1 2
⑤ 凍結解氷作業の報告	1 2
(8) その他	1 2
① 閉栓を依頼されたときの手続	1 2
② メーターの返納および亡失	1 2
③ 開栓を依頼されたときの手続	1 2
3. 手数料の取扱	1 3
4. 給水装置工事竣工図書等の閲覧の取扱	2 1
5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱	2 3
6. 中層建築物直結給水の取扱	3 1
7. 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱	4 3
8. 私設消火栓等の取扱	5 7
9. 貯水槽水道の取扱	6 1

第 2 部

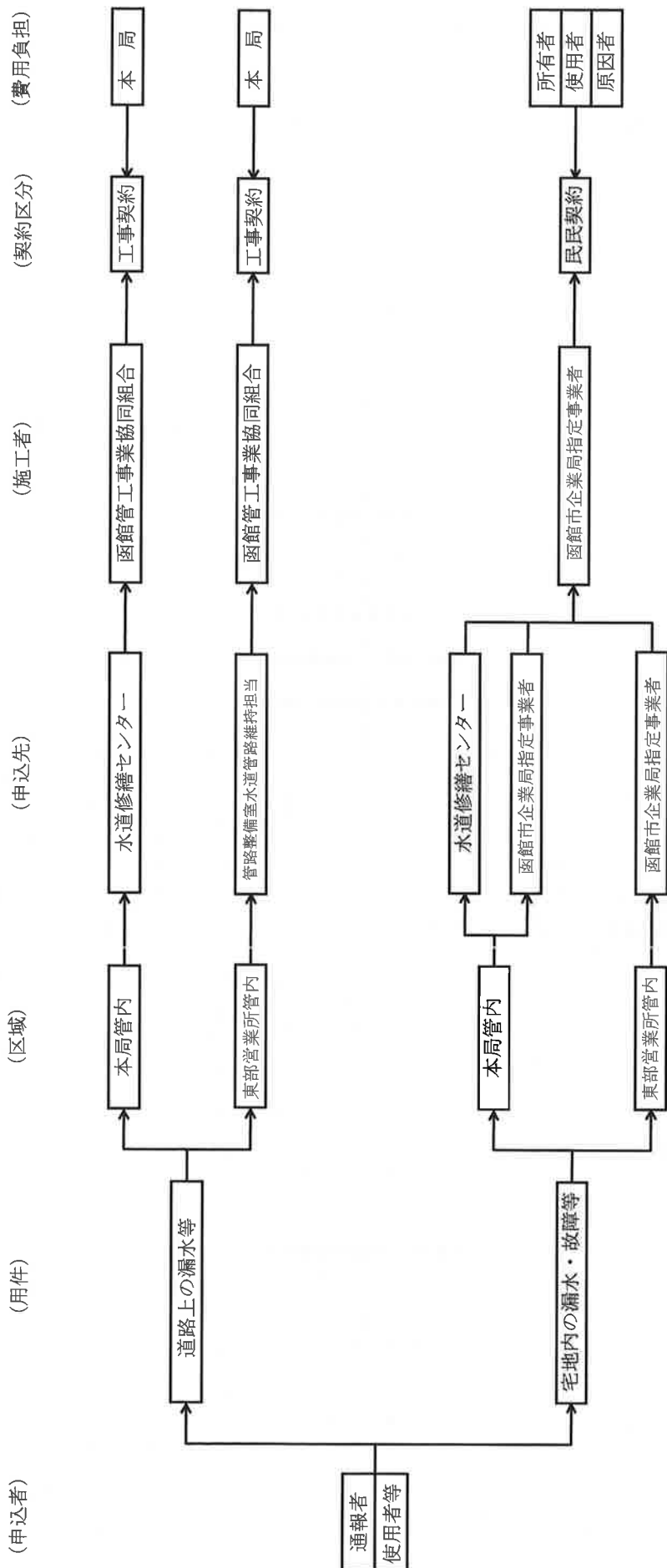
1. 手続等業務のフロー

(1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー



(2) 修繕工事の基本フロー

修繕工事の全体の流れは、概ね次のとおりである。



※東部営業所管内～戸井支所・恵山支所・椴法華支所・南茅部支所および鹿部町の一部の給水区域

(3) 本局が所管する区域

函館市内全域の給水区域（東部営業所管内を含む）

2. 申請の手続

(1) 給水装置工事申込（設計審査申請）

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

(ア) 給水装置工事申込書は、必要事項を記入の上、工事着工前に提出しなければならない。

(イ) 工事の着工は、給水装置工事承認通知を受けた後に行うこと。

イ 提出手続

(ア) 給水装置工事申込書は、給水装置工事の申込と給水装置の設計審査申請を兼ねているので、記入例を参考に作成すること。

(イ) 給水装置工事申込書には、給排水指導担当で調査し、打ち合わせした内容がわかるものを添付すること。

(ウ) 給水装置工事申込書を提出するときは、当該箇所が公共下水道処理区域の場合、排水設備計画確認申請書を同時に提出すること。

(エ) 給水装置工事申込書は、給排水指導担当に提出し、手数料納入通知書を受ける。

(オ) 手数料納入通知書を企業局1階窓口に出し、手数料を納入する。

② 給水装置工事の種別による申込の取扱

ア 新設・改造工事が単独の場合は、それぞれ新設・改造工事とする。

イ 撤去工事が単独の場合は、撤去工事とする。

ウ 新設工事と改造工事が重複する場合は、新設工事とする。

エ 新設工事と撤去工事が重複する場合は、新設工事とする。

オ 改造工事と撤去工事が重複する場合は、改造工事とする。

(2) 道路占用許可申請等

① 道路占用許可申請

申請書は、申込者が作成し、給水装置工事申込書と同時に給排水指導担当に提出する。

提出から許可までの日数は、概ね次のとおりである。

国道 14日 道道 30日 市道 14日

② 道路使用許可申請

申請書は、設計審査申請者が作成し、所轄警察署へ提出し許可を受け、許可書の写しを給排水指導担当に提出する。

なお、交通止め等の交通規制が予想される箇所は、設計の段階で所轄警察署と協議すること。

提出から許可までの日数は、概ね5日である。

③提出図書および部数

種別	道路占用				道路使用
	国道	道道	市道		警察
			新設	廃止	
申請書	1部 (3枚複写)	1部 (4枚)	1部 (5枚複写)	1部 (5枚複写)	1部 (2枚)
道路占用変更許可内訳書	—	4部	—	—	—
位置図(住宅地図)	3部	4部	3部	3部	2部
位置図(1/50,000)	3部	4部	—	—	—
位置図 (道路台帳図 1/500)	3部	4部	—	—	—
保安施設様式図	3部	4部	—	—	—
仕様書	3部	4部	3部	3部	2部
断面図・平面図・復旧図 (1/50~1/100)	3部	4部	3部	3部	2部
理由書(3年規制道路掘削)	—	—	2部	2部	—
理由書(廃止管)	—	—	—	2部	—
占用工事着手・竣工届	1部	1部	1部	1部	—

④ 工事関係諸官公庁

所管事項	所管官公署等	電話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館建設管理部 事業室事業課施設保全室	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 管理課占用担当	(代)21-3410
	函館市戸井支所 建設課	(代)82-2111
	函館市恵山支所 建設課	(代)85-2331
	函館市椴法華支所 建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 建設課	(代)25-5087
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
下水道 本管工事担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室下水道管渠設計担当	(代)27-8763
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ	(代)22-4111
	函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT-ME北海道 函館支店 アクセスサービスセンター	45-5551
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部	
		予防課 警防課

(3) メーターの受け渡し

① 受け渡し手続

ア メーター受取のみの場合

- (ア) 申請者は、「給水装置工事検査申請書」、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を給排水指導担当に提出する。
- (イ) 担当者は、「給水装置工事検査申請書」を受け付け、「手数料納入通知書」を作成し申請者に渡す。また、「水道メーター払出請求書」に「給水装置工事検査申請書」提出済みの確認印を押し、「水道使用開始申込書」といっしょに申請者に渡す。
- (ウ) 申請者は、「手数料納入通知書」を企業局 1 階窓口へ提出し手数料を納入する。
- (エ) 申請者は、手数料納入後、完成立会検査日を「給排水立会検査予定台帳」および「水道メーター払出請求書」に記入し、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を量水器担当に提出する。
- (オ) 担当者は、手数料が納入されたこと、完成立会検査日が記入されたことを確認し、「水道メーター払出請求書」によりメーターを渡す。

イ メーターの返納が伴う場合

- (ア) 新メーターの設置と旧メーターの返納が伴う工事では、「水道使用開始申込書」、「水道使用廃止届」、「水道メーター払出請求書」、「水道メーター返納書」により、新旧メーターの受取と返納を同時に行うことを原則とする。
- (イ) メーターの口径変更等で返納、受取りを同時にできない場合は、「水道使用廃止届」、「水道メーター返納書」の提出と旧メーターの返納は、5 日以内とする。

ウ パイプシャフト内のメーター

- (ア) 中層建築物直結給水の場合は、事前に逆止弁部およびシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(共同住宅用)」を受けて手続をする。
- (イ) 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針をする場合は、事前にシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(共同住宅用)」を受けて手続をする。

② 払出時期等

- ア メーターの払出は、工事完成後「給水装置工事検査申請書」および所定の届出書の提出後とし、祝日を除き月曜日から金曜日までの午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分までの間とする。

イ 開発行為等の宅地造成に伴うメーターの設置されない給水管布設工事では、管洗浄に使用する排水水量を計量するためのメーター（以下「管洗浄用メーター」という。）を一時貸与し、排水期間中の設置とする。

この場合の分岐穿孔工事は給水管布設完了後、工事の最終工程で行うこと。

設置するメーターは、申請により分岐穿孔前に貸与する。

ウ メーター口径変更工事は、申請者の工事工程に合わせて、所定の届出書を提出する。

③ 水道メーターの貸与の特例

ア 口径50mm以上のメーターは、ボックス設置の関係から先出しとする。

イ 管理者が特に必要と認める場合は、先出しとする。なお、パイプシャフト内に各戸メーターを設置するものは、下記の表のとおりとする。

	共同住宅等の給水装置の形態	工事施工後の給水装置の形態	水道メーターの払い出し時期
新築	中層建築物直結給水	中層建築物直結給水	各戸メーター後出し
	受水槽式給水特例検針住宅	受水槽式給水特例検針住宅	参考メーター後出し 各戸メーター先出し
既設	受水槽式給水特例検針住宅	中層建築物直結給水	各戸メーター先出し
	受水槽式給水住宅 (特例検針していない住宅)	受水槽式給水特例検針住宅	各戸メーター先出し

④ 管洗浄用メーター設置に伴う取扱

管洗浄用メーターを設置し、水を使用する場合は、次のとおりとする。

ア 管洗浄用メーターを設置し、排水を行う者は、通水作業立会検査の申請時に「管洗浄用水使用申請書」を給排水検査担当に提出する。

イ 管洗浄用水の使用を許可する場合は、業務課長決裁とし、使用者に「管洗浄用水使用許可書」を送付する。

ウ 管洗浄用メーターは、「管洗浄用水使用申請書」の提出時に貸与する。

エ 管洗浄作業が完了し、水質試験合格の後、検査員は使用水量の確認を行う。

確認の後、給排水検査担当に「管洗浄用水使用報告書」を提出し、管洗浄用メーターの返却を同時に行うこと。

オ 「管洗浄用水使用報告書」提出後、業務課長決裁を受け、使用水量を認定し、「管洗浄用水使用料金内訳書」を調定担当に提出する。

カ 調定担当は、納入通知書を作成し、使用者に送付する。

キ 使用料金の支払は、企業局1階窓口または企業局収納取扱金融機関とする。

(4) 工事中止の申請

給水装置工事申込後、工事中止となった場合指定事業者（主任技術者）は、速やかに給排水指導担当へ取り止め届を提出すること。

(5) 給水装置工事検査申請

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

- (ア) 各種立会検査の申請時期は、希望予定日を前日までに業務課の地区別の「給排水立会検査予定台帳」に記入する。
- (イ) 新設工事の完成立会検査は、所有者等の入居前とする。
- (ウ) 工事完成後提出する給水装置工事検査申請書は、竣工後7日以内とし、その後行う完成立会検査は、5日以内とする。

イ 提出手続

- (ア) 各種立会検査の申請は、「給排水立会検査予定台帳」の記入によることとし、申請様式は定めない。
- (イ) 工事の竣工後に提出を必要とする伝票等
 - a メーター払出請求書
給水装置工事検査申請書の提出後、メーターの払出しを受けるときに提出する。
 - b 水道使用開始申込書（新設・改造・開栓用）
メーターの設置される新設、改造工事の場合に提出する。
水道使用開始申込書は、水道メーター払出請求書と同時に提出する。
 - c 水道使用廃止届（改造・撤去・閉栓・中止用）
新設、改造、撤去工事により既設メーターを閉栓する場合に提出する。
 - d 水道メーター返納書
新設、改造、撤去工事に取り外したメーターは、速やかに量水器担当に水道メーター返納書を添えて返納すること。
- (ウ) 工事竣工後に提出を必要とする図書等
 - a 給水装置工事検査申請書
 - b 給水装置工事 設計・（使用）材料書
 - c 給水装置工事竣工図（平面図、立体図、詳細図等）
 - d 水圧試験記録表
 - e 工事竣工検査表（指定事業者自主検査）
 - f 給水装置工事写真
 - (a) 宅地内工事写真
 - ・メーター上流側埋設深度
 - ・メーター設置鳥居型配管
 - (b) 道路内工事写真
 - ・分岐穿孔
 - ・埋設深度
 - ・私道路面復旧完成
 - (c) その他

・分岐止（宅地内，道路内）

なお，写真撮影等については，道路占用完了届の提出 ア の基本事項のとおりとする。

g 路面復旧完了届

なお，給水装置工事検査申請書の提出は，第2部「メーターの受け渡し」の取扱による。

② 道路占用完了届の提出

ア 基本事項

(ア) 申請書等に添付する写真は，所定の台紙（別紙）に，1枚ずつ貼ること。

(イ) 工事写真には，工事名，施工年月日，施工箇所，占用者名および施工者名を表示した標板を入れて撮影すること。

イ 国道の道路占用工事完了届

(ア) 占用工事完了届

(イ) 着手届

(ウ) 竣工届

(エ) 工事写真

a 工事着手前全景（カッター切断前）

b 工事竣工時全景

c 工事実施状況（保安対策関係を含む）

d 根掘り

e 埋戻し

f 路床転圧状況

g 路盤転圧状況

h 舗装転圧状況

i 路盤厚寸法および舗装厚寸法

j 占用物件敷設状況（設置状況および寸法がわかるように）

k 本管と引込管との接合状況

l 乳剤散布状況

m 舗装止縁石の撤去・設置状況

n その他，道路管理者が必要と認めたもの

ウ 道道，市道の道路占用工事完了届

(ア) 占用工事完了届

(イ) 着手届

(ウ) 竣工届

(エ) 工事写真

a 工事着手前全景（カッター切断前）

b 埋設物件（埋設深度）

c 工事竣工時全景

(6) 立会検査の申請

① 申請の方法

ア 立会検査は、来局して「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入する。

イ 「給排水立会検査予定台帳」の記入者は、指名給水装置工事主任技術者または工事内容を熟知する者とする。

ウ 対象とする工事は、次のとおりとする。

(ア) 立会を指定している分岐穿孔工事

(イ) 濁水の発生、水圧低下の恐れがある通水作業

(ウ) メーターを設置する工事

(エ) 特殊器具を設置する工事

(オ) 受水槽を設置する工事

(カ) その他管理者が必要と認める工事

② 検査員の指示

ア 検査員は、工事工程等について事前に打合せを求められることがある。

イ 検査員は、立会の際に必要な応じた指示をすることがある。

ウ 指示に従わない場合、または不適切な技能者が従事しているときは、工事を一時中止させることがある。

③ 給水装置工事検査の担当区域

(ア) Aブロック（水道事業）

入舟、船見、弥生、弁天、大町、末広、元町、青柳、谷地頭、住吉、宝来、東川、豊川、大手、栄町、旭町、東雲、大森、松風、若松、千歳、新川、上新川、海岸、大縄、松川、万代、浅野、吉川、北浜、港町1～3丁目、追分、亀田、大川、田家、白鳥、八幡、宮前、中島、千代台、堀川、高盛、宇賀浦、杉並、本町、梁川、五稜郭、日乃出、的場、時任、柳、松陰、人見、金堀、乃木、亀田本、亀田港、昭和1～4丁目、北斗市七重浜1丁目

(イ) Bブロック（水道事業）

柏木、川原、深堀、駒場、広野、湯浜、湯川町1～3丁目、戸倉、榎本、花園、日吉町1～4丁目、上野、高丘、滝沢、見晴、鈴蘭丘、上湯川、銅山、旭岡、西旭岡町1～3丁目、鱒川、庵原、亀尾、米原、東畑、鉄山、蛾眉野、根崎、高松、志海苔、瀬戸川、赤坂、銭亀、中野、新湊、石倉、古川、豊原、石崎、鶴野、白石、本通1～4丁目、中道1～2丁目、山の手1～3丁目、鍛冶1～2丁目、陣川、陣川1～2丁目、神山、神山1～3丁目、東山、東山1～3丁目

(ウ) Cブロック（水道事業）

富岡町1～3丁目、美原1～5丁目、石川、桔梗、桔梗1～5丁目、西桔梗、昭和、赤川、赤川1丁目、亀田中野、北美原1～3丁目

(エ) 東部ブロック

（戸井簡易水道事業）

小安、釜谷、汐首、瀬田来、弁才、泊町、館町、浜町、新二見、原木

（日浦、恵山東部簡易水道事業）

日浦、豊浦、大潤、中浜、女那川、川上、高岱、日ノ浜、古武井、恵山、柏野、御崎

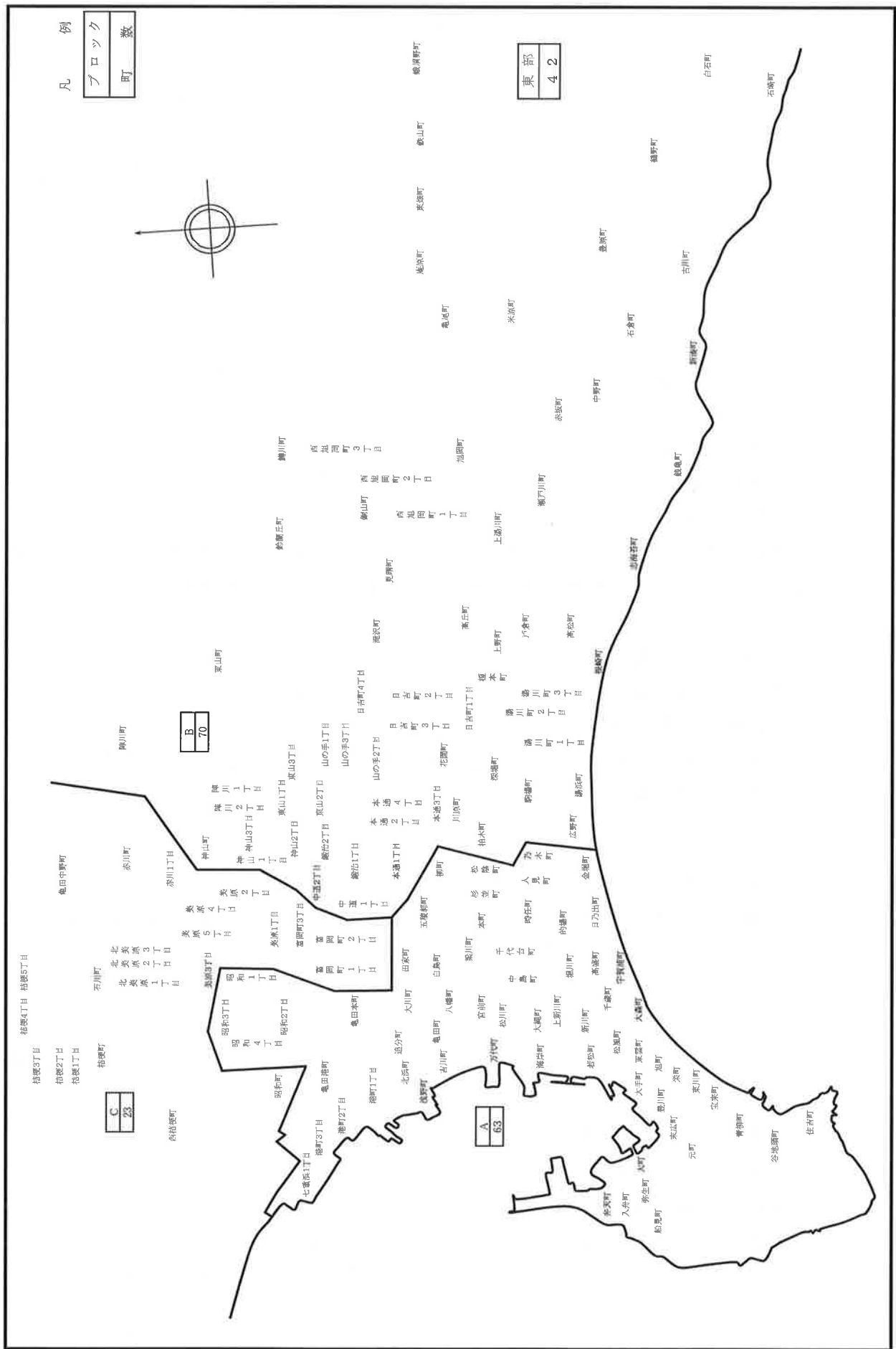
（椴法華簡易水道事業）

新浜、恵山岬、元村、富浦、島泊、新恵山、絵紙山、新八幡、銚子

（古部、木直、尾札部、白尻、大船簡易水道事業）

古部、木直、尾札部、川汲、安浦、白尻、豊崎、大船、双見、岩戸、鹿部町字大岩1番地

④給水装置工事検査区画割図



(7) 修繕工事等の報告

① 修繕工事等に伴う連絡事項

ア 公道および公道に準ずる道路（車両の通行できる道路）における自然漏水または、道路工事等で給水管を破損させた場合の修繕を依頼されたときは、事前に本局管内については水道修繕センターへ、東部営業所管内については水道管路維持担当へ連絡すること。

イ 出水量が多く断水を必要とする修繕を依頼された場合は、速やかに水道管路維持担当へ連絡し、指示を受けること。

ウ 凍結解氷を依頼された場合、メーター手前で地下凍結しているときは、本局管内については水道修繕センターへ、東部営業所管内については水道管路維持担当へ連絡すること。

② 修繕工事報告書の提出

修繕工事を施工した後は、7日以内に「修繕工事報告書」により、速やかに水道管路維持担当へ届け出ること。

ア 宅地内修繕を行った場合（使用水量認定を必要とするものを含む。）

イ 破損修繕を行った場合（流出水量認定を必要とするものを含む。）

③ 軽微な変更届の取扱

修繕工事の適用除外となる軽微な変更を行った場合で、使用水量の認定を必要とするときは、「軽微な変更届」を7日以内に水道管路維持担当へ届け出ること。

④ 使用水量等の認定

使用水量等の認定については、企業局の基準に基づき行う。

⑤ 凍結解氷作業の報告

凍結解氷をした場合は、「凍結解氷作業月例報告書」により、翌月の7日までに水道管路維持担当へ届け出ること。

(8) その他

① 閉栓を依頼されたときの手続

ア 閉栓は、企業局が行うが、建物等を解体する場合は、指定事業者においても閉栓することができる。

イ 指定事業者が取外したメーターは、速やかに量水器担当へ返納すること。

② メーターの返納および亡失

メーターの返納およびメーターを亡失またはき損したときには、速やかに量水器担当へ届け出ること。

ア 水道メーター返納書

イ 水道メーター亡失（き損）届

③ 開栓を依頼されたときの手続

ア 開栓は企業局が行う。ただし、給水装置工事の伴うものは除く。

イ 空家に入居するため開栓を依頼されたときは、量水器担当に申込すること。

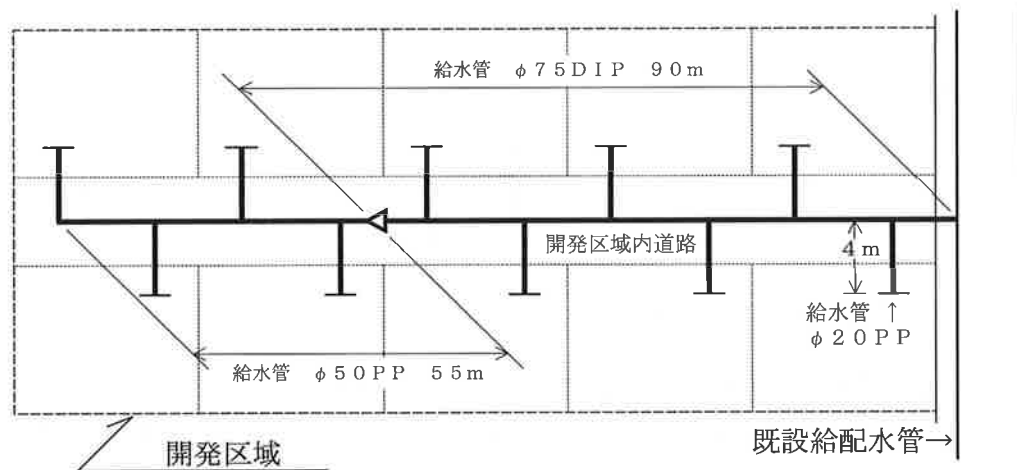
③ 開発行為等に関する手数料の取扱

ア この取扱は、条例第34条第2項で定める都市計画法第4条第12項（開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。）に定める開発行為に関するものおよびこれに準ずるものに適用する。

イ 開発行為等の新設工事でメーターが設置されない場合の設計審査手数料は配水管から取り出す給水管の最大口径の区分で算定する。

ウ 開発行為等の新設工事でメーターが設置されない場合の工事検査手数料は布設する給水管の口径ごとの区分により、それぞれの延長を加算して算定する。ただし、開発区域内道路に布設する給水管と宅地に引き込む給水管を同時に施工する場合は、宅地に引き込む給水管を除いて手数料を算定する。

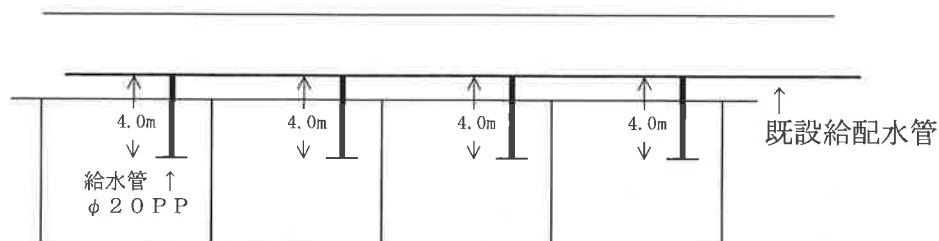
例



- ・設計審査手数料 8,300円
8,300円（50ミリメートルを超えるもの）×申請1件
- ・工事検査手数料 37,800円
75ミリメートル分（50ミリメートルを超えるもの）延長90m
10,000円（工事延長40mまで）×1＝10,000円
7,600円（40mを超える分）×2＝15,200円
〔基本延長を超える場合の取扱
（90m－40m）／40m＝1.25 ≒ 2（小数点以下は切り上げる）〕
- 50ミリメートル分（25ミリメートルを超え50ミリメートルまでのもの）延長55m
7,200円（工事延長30mまで）×1＝ 7,200円
5,400円（30mを超える分）×1＝ 5,400円
計 37,800円

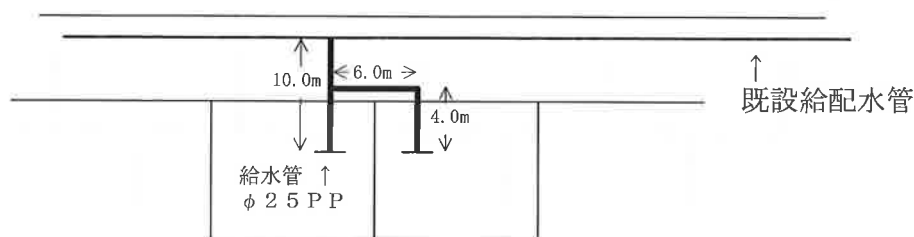
エ 既設給配水管から分岐して直接宅地に引き込む新設工事の場合の工事検査手数料は、分岐1箇所ごとに算定する。

例1



- ・設計審査手数料 3,900円
3,900円 (25ミリメートルまでのもの) ×申請1件
- ・工事検査手数料 18,800円
20ミリメートル分 (25ミリメートルまでのもの) 1箇所当り延長4m
4,700円 (工事延長20mまで) ×1×4箇所=18,800円
計 18,800円

例2



- ・設計審査手数料 3,900円 (申請1件)
3,900円 (25ミリメートルまでのもの) ×申請1件
- ・工事検査手数料 4,700円
25ミリメートル分 (25ミリメートルまでのもの) 延長20m
4,700円 (工事延長20mまで) ×1×1箇所=4,700円
計 4,700円

④ 手数料の免除の取扱

ア 都市計画法に基づいて行われる開発行為および土地区画整理事業等に係る給水装置工事の申込みの際に、埋設される給水管を無償を条件として工事完了後企業局に寄付する協議が整っている場合は、条例第35条の規定により工事検査手数料を免除する。

イ 前項で手数料を免除した給水装置工事が企業局の定める寄付採納要綱に適合しない場合は、寄付採納しない。なお、工事検査手数料は納付しなければならない。

4. 給水装置工事竣工図書等の閲覧の取扱

(1) 目的

給水装置工事に係わる竣工図書等の適正な管理を行うため、現行保管している竣工図書等の管理のほか閲覧方法、複写に関する取扱を定める。

(2) 情報公開の基本

- ① 竣工図書の情報公開は、「個人情報保護法」、「函館市情報公開条例」および「函館市個人情報保護条例」による。
- ② 給水装置工事に伴い所有者等から請求があった場合、または地下埋設工事等で現場確認のために資料が必要になった場合とする。

(3) 対象図書の名称

- ① 給水装置工事台帳
- ② 配水管布設平面図：1/5,000, 1/10,000 および路線別竣工図
- ③ 函館市上水道給配水管布設平面図：1/100～1/1,000
- ④ 道路台帳図（国道）：1/500
- ⑤ 道路台帳図（道道）：1/1,000
- ⑥ 道路台帳図（市道）：1/500 および 1/1,000

(4) 対象図書の閲覧の基準

- ① 閲覧を請求する者は、請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に関係事項を記入し、請求場所の区域を所管する給排水指導担当に提出する。
- ② 閲覧場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とする。
- ③ 閲覧の内容により、別の閲覧場所を指示することがある。
- ④ 閲覧する場合は、担当者が立ち会うものとし、企業局外への持ち出しを認めない。

(5) 対象図書の複写の基準

- ① 複写の交付を受ける者は、請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に関係事項を記入し、請求場所の区域を所管する給排水指導担当に提出する。
- ② 交付を受ける場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とし、複写の部数は、一部とする。
- ③ 給水装置工事台帳については、請求人が当該給水装置の所有者または使用者もしくは工事関係者で所有者等の代理の者である場合は、台帳の写しの交付を受けることができる。

- ④ 給水装置工事申込書，給水装置工事費精算調書および利害関係人同意書の複写は，原則として認めない。
- ⑤ 配水管布設平面図および函館市上水道給配水管布設平面図の複写については，給水装置工事等の関係者が，関係部分の写しの交付を受けることができる。
- ⑥ その他の工事業者の請求で，配水管等の事故防止上必要と認めた場合は，関係箇所の写真の交付をすることができる。

(6) 閲覧および複写の留意事項

閲覧および複写に関しては，下記の事項を遵守し，担当者の指示に従うこととする。

- ① 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し，見積依頼書等）の提示を求めたときは，これに応じること。
- ② 閲覧および複写において得た個人情報（特定の個人が識別できる住所および氏名などのほか，家屋の間取り，利害関係事項等）は，個人のプライバシー保護ならびに基本的人権を侵害することのないよう，十分な配慮をすること。
- ③ 閲覧および複写により知り得た事項は，使用目的以外には絶対に使用しないこと。
- ④ 閲覧および複写を基に作成した書面等は，他に漏れることのないよう管理し，給水装置工事申込書等の目的達成後においては，不必要となった書面は速やかに廃棄すること。

(7) その他

- ① 各種図面は，町の形態等と整合がとれない部分もあり，経年管については，竣工図不明により閲覧できないものもあることに留意すること。
- ② 現地での給配水管の位置確認等が必要なものは，試掘等を行うこと。

閲 覧 申 込 書

平成 年 月 日

請求者	氏 名		電 話			
	会 社 名	(法人・個人)				
	住 所					
給水装置および排水設備台帳	設 置 場 所	函館市	町	丁目	番地	号
	利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 新設・改造・撤去・仮設工事給水等申請調査 <input type="checkbox"/> 既設配水管及び給水管の配管状況調査 <input type="checkbox"/> 新設・改造工事等排水設備申請調査 (個人) <input type="checkbox"/> 既設排水管の布設状況調査 <input type="checkbox"/> 既設下水道本管の布設状況調査 (公共下水道管) <input type="checkbox"/> その他 <p style="text-align: center;">※ 利用目的の□に✓を記入すること。</p>				
	閲 覧 項 目	<input type="checkbox"/> 給水装置 (個人) <input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) <p style="text-align: center;">※ 閲覧する項目の□に✓を記入すること。</p>				
複写申込	複 写 申 込	有 り 無 し (どちらかに○)				
	複 写 資 料	<input type="checkbox"/> 管路図 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 給水装置 (個人竣工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人竣工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 枚数 枚 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 (分流改造工事図面等) 枚数 枚 <p style="text-align: center;">※ 必要とする複写資料の□に✓を記入すること。</p>				

閲覧に関しては、下記の留意事項を遵守し、窓口担当者の指示に従ってください。

- 1 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求める場合があります。
- 2 閲覧において得た個人の情報（特定の個人が識別できる住所及び氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等）は、個人のプライバシーの保護並びに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮をして下さい。
- 3 閲覧により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。また、閲覧等に基づいて作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、給水装置申込書等の目的達成後においては、不必要となった書面は焼却等の方法により速やかに廃棄して下さい。

企業局確認欄
担当職員 印

企業局確認欄
担当職員 印

5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱

(1) 目的

函館市上水道の給水区域内における開発行為等（以下「宅地造成」という。）に伴う給水装置工事は、この取扱により計画し、施工の適性を図ることを目的とする。

(2) 給水管等の寄付について

- ① 宅地造成地内の道路に布設される給水管（各戸引込み管を除く。）等は、企業局への寄付について協議するものとする。
- ② 協議が整ったときは、給水装置工事の申込時に、水道施設寄付申込書を提出するものとする。
- ③ 寄付採納の基準は、別に定める「水道施設の寄付採納要綱」による。

(3) 各戸引込み管の所有権について

各戸引込み管の所有権は、原則として宅地購入者に帰属するよう協議するものとする。各戸引込み管を布設する場合は、事前協議の際にその所有について明示した文書を提出させるものとする。

(4) 設計要領

- ① 宅地造成地内の道路幅員が相当広くなる場合は、原則として、道路の両側に管を布設する。
- ② 消火栓等の消防水利を設置する場合は、市消防本部と打合せした位置とする。この場合、将来建物が建築されたとき、玄関、車庫等の出入口とならないよう決定する。
- ③ 計画給水量
宅地造成地内における計画給水量の算定は、次のとおりとする。
ア 平常時の計画給水量は、1戸当り180 /分とし、同時使用戸数率を考慮する。
イ 消火栓を設置する場合の火災時の計画給水量は、計画1日最大給水量の1分当たりの水量に消火用水量を加算する。
ウ 計画1日最大給水量は、計画区域内居住数に計画1人1日最大給水量を乗じて求める。
エ 計画区域内居住数は、1戸（1宅地）4人とする。
オ 計画1人1日最大給水量は、5000 /日とする。
カ 消火用水量は、消火栓1栓の放水量を1 m³/分とし、同時に開放する消火栓は1栓を標準とする。ただし、市消防本部より指示を受けた場合は、その栓数とする。

④ 管種

ア 口径75mm以上の管は、ダクタイル鋳鉄管とする。

イ 口径50mm以下の管は、ポリエチレン管とする。

⑤ 口径

ア 宅地内に引き込む管は、各戸の給水量が十分確保できること。

イ 消火栓を設置する場合、消火栓までは、口径100mm以上とする。

⑥ 平常時の損失水頭は、建築物の屋内配管の損失を考慮し、総損失水頭に地盤差を考慮した水頭（必要水頭）が5m以下となるよう設計する。ただし、地形状況等により管理者が必要と認める場合は、管理者の指示した水頭とすることができる。また、火災時の設計水圧は、事前に管理者に確認すること。

⑦ 中間バルブ等の設置

ア 道路上および宅地内に設置する中間バルブは、維持管理に支障のない位置に設置する。

イ 給水管末端に設置する排水バルブは、必要と認めた場合に設置するものとし、管内水を速やかに排水できる位置とする。

(5) 宅地造成の給水装置に係る事前協議申出書等

① 開発行為等に伴う給水装置工事前協議申出書

宅地造成を計画した場合は、第1号様式により事前協議するものとする。

事前協議が完了した場合は、協議成立内容について、第2号様式により通知する。

② 各戸引込み管を布設する場合の届出文書は、第3号様式により届出する。

③ 添付する計画平面図に、給水管経路各所の地盤高を記載する。

(6) その他

① 申込者が給水管を寄付しない場合は、維持管理等の責任区分について、十分説明するものとする。

② 都市計画法の規定に基づかない小規模な宅地造成においても、この取扱に準じて打合せを行うものとする。

(第1号様式)

開発行為等に伴う給水装置工事事前協議申出書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者
企業局長

様

住所
申請者 氏名 印
電話 () -

次の開発行為に伴う給水装置工事について、設計図書を添えて事前協議を申し出ます。

申請箇所	函館市 町 丁目 番 号
宅地面積および宅地区画数	宅地面積 m ² (区画)
予定建築物の用途	
予定工期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
住所 設計者 氏名	電話 () -
備考	
添付書類 (提出数各2部)	1 開発行為の場所および付近の見取図 2 給水施設計画平面図および造成計画平面図

事前協議内容

1. 給水施設の内容

- (1) 別添計画平面図のとおり
- (2) 各戸引込み管

布設する ・ 布設しない

2. 給水管等の寄付について

宅地造成地内の道路に布設される給水管（各戸引込み管を除く）および消火栓は，開発行為完了公告後，速やかに企業局に寄付しますので管理してください。

3. 各戸引込み管を布設する場合の維持管理

各戸引込み管の所有については，別紙のとおりとしますが，宅地購入者が各戸引込み管より給水装置工事を行うまでの間は，私共が全責任を持ちます。

4. その他

(第2号様式)

函 企 水 業 第 号 平成 年 月 日	
様	
函館市公営企業管理者 企業局長	
平成 年 月 日付で事前協議の申し出があった開発行為に伴う給 水装置工事について、申し出のとおり協議が成立しましたので通知します。	
申 請 箇 所	函館市 町 丁目 番 号
宅地面積および 宅地区画数	宅地面積 m ² (区画)
予定建築物の用途	
予 定 工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
住 所 設計者 氏 名	電話 () -
摘 要	

協議内容

(第3号様式)

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者
企業局長 様

住所
申請者 氏名 印

各戸引込み管の所有について

このことについて、次の開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事において、各戸引込み管を布設しますが、その所有区分および維持管理については、下記のとおりとします。

開発行為申請場所

函館市 町 丁目 番 号（ 区画）

記

- 1 各戸引込み管の所有権は、不動産売買により宅地購入者へ帰属するものとします。
- 2 各戸引込み管に引き続いて給水装置工事が施工されない期間中は、その維持管理について、私共で全責任を持ちます。

以 上

(第4号様式)

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者
企業局長 様

住所
申請者 氏名 印

次の開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事において、（給水管、消火栓）は、
当面貴局に寄付できません。

今後生ずる維持管理費用等については、一切私共で責任を持ちます。

なお、給水管等の所有者が変更になった場合でも新所有者に当該給水管等の維持管
理について引継ぐものとし、貴局にはご迷惑を掛けません。

開発行為申請場所

函館市 町 丁目 番 号

以 上

(6) 事前打合せ

中層建築物に直結給水を行う者は、設計審査を受ける前に、別紙様式による「中層建築物直結給水事前協議申込書」および次の書類を管理者に提出して打合せをしなければならない。

- ① 付近見取図（配水管および建物の位置関係が確認できるもの）
- ② 建物平面図
- ③ 給水装置工事設計図
- ④ 水理計算書

(7) 事前打合せの通知

管理者は、直結給水事前協議の結果を「中層建築物直結給水事前協議書」により通知する。

(8) 設計審査

事前打合せを終えて、設計審査を受けようとする場合は、函館市水道事業給水条例施行規程に定める給水装置工事申込書に協議済み年月日を記入し、「中層建築物直結給水に係わる維持管理届」を添付して、管理者の設計審査を受けなければならない。

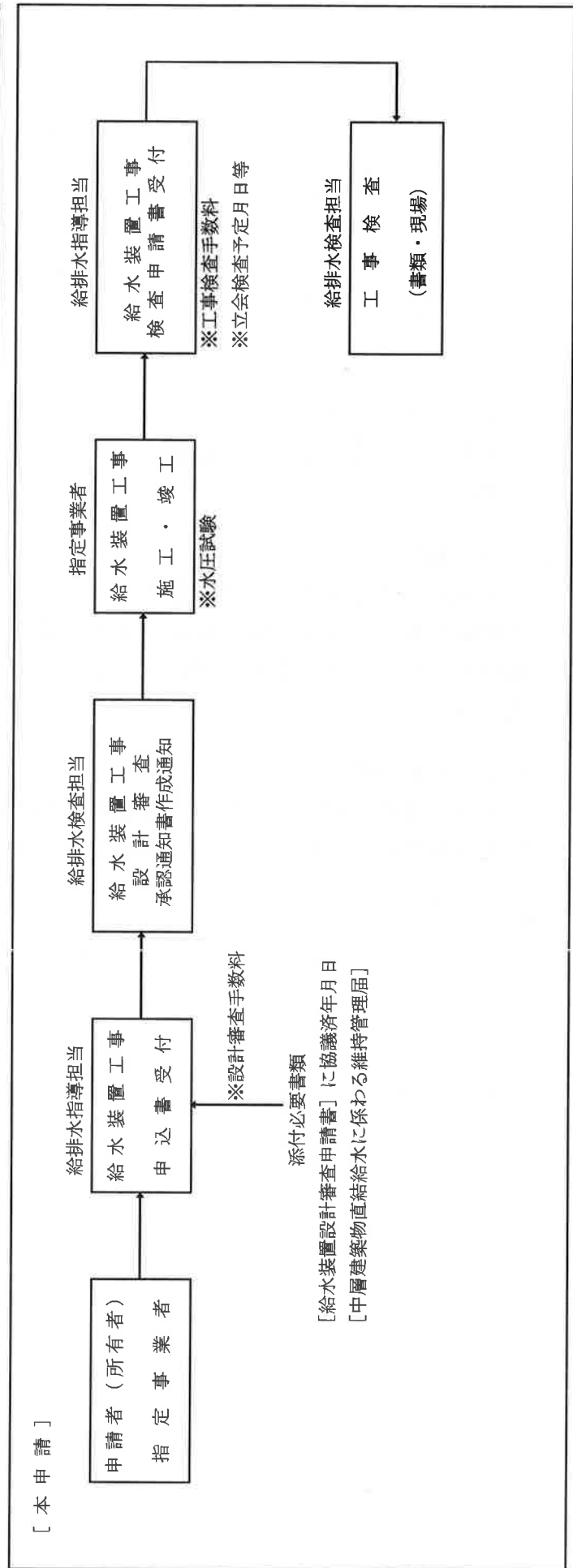
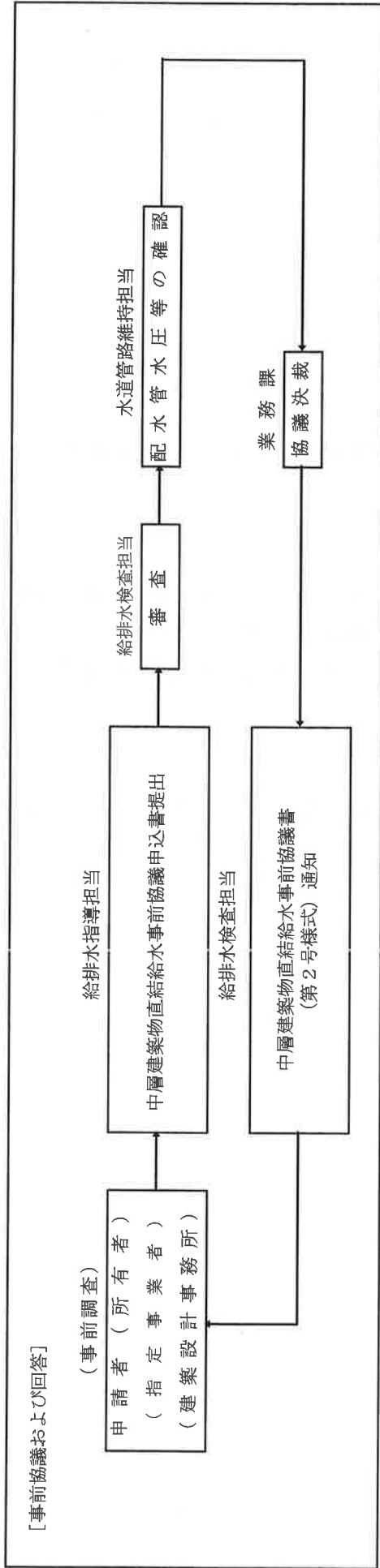
(9) 既存建物の扱い

既存の建物において新たに中層建築物直結給水を受けようとするときは、給水装置の構造および材質がこの取扱の基準に適合していなければならない。

(10) その他

この取扱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

中層建築物直結給水の業務フロー



中層建築物直結給水事前協議申込書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

	業務課長		主査		担当	
申請者 (所有者)	住所					
	氏名					印
指定給水装置工事 事業者	住所					
	氏名					印
給水装置設置場所	函館市 町 丁目 番 号					
建築物の用途	階数	階	専用住宅	共同住宅	戸	
使用予定水量	ℓ / min ($\text{m}^3 / \text{日}$)					
配水管等の種別	配水管・配水支管・配水小管・給水管 (口径 mm)					
分岐の位置	函館市 町 丁目 番 号先					
給水管の口径	mm		水道メーター 口径	mm		
総損失水頭	(配水管から末端給水栓まで)					m

	参事		主査		担当	
問題点						
指導意見						
備考						

中層建築物直結給水事前協議書

平成 年 月 日

(事前協議申請者)

氏 名 様

函館市公営企業管理者
企 業 局 長

直結給水事前協議の結果について

平成 年 月 日付けにより事前協議のありました下記の物件につきましては、次のとおり回答いたします。

当該地付近の配水管の状況から設計水圧は、 MPa (kgf/cm²) で設計することができます。

なお、一般的にこの設計水圧では 階まで直結給水が可能です。

[注意事項]

- 配水管の切替え工事および事故等により、計画的または緊急に断水、減水し、濁水を伴うことがありますので、使用者等に周知が必要です。
- 給水装置の設計にあたっては、函館市企業局「給水装置工事に係る取扱」「中層建築物直結給水の取扱」および厚生省監修「給水装置工事の手引き」に基づいてください。
- 詳細につきましては、企業局または函館市指定給水装置工事事業者にお問い合わせください。

[協議物件]

給水装置設置場所	函館市	町	丁目	番	号
申請者 (所有者)	住所	町	丁目	番	号
	氏名				
建築物の用途		階建	住宅	戸	一般用 戸 計 戸

中層建築物直結給水に係わる維持管理届

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

申請者 住所
(所有者) 氏名 印

電話

直結給水に係わる維持管理について

このことについて、下記の建物に係わる直結給水装置の管理責任者を次のとおり定め、維持管理については、函館市指定給水装置工事事業者と契約し、下記の事項を遵守します。

給水装置設置場所	函館市 町 丁目 番 号				
建築物名称					
建築物の用途		階建	住宅 戸	一般用 戸	計 戸

記

建 物 の 管 理 責 任 者	住所	函館市 町 丁目 番 号			
	氏名		電話		
維 持 管 理 者 (指定給水装置工事事業者)	住所	函館市 町 丁目 番 号			
	氏名		電話		

[遵守事項]

1. 申請者は管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに管理者に届け出ること。
2. 管理責任者は、指定給水装置工事事業者に変更が生じた場合は、速やかに管理者に届け出ること。また、給水装置に異常を認めた場合は、速やかに指定給水装置工事事業者に連絡すること。
3. 維持管理者（指定給水装置工事事業者）は、管理責任者から修繕等の申し込みを受けた場合は、速やかに措置を講ずること。
4. 管理責任者は、給水装置の逆止弁の保守点検と漏水調査を1年に1度実施すること。

受水槽式給水の共同住宅等の 特例検針認定申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

申 請 者	設置者または所有者 (給水設備の管理責任者)	住所			
		氏名	印	電話	

共同住宅の名称					
共同住宅の設置場所	函 館 市 町 丁 目 番 号				
管理する者の連絡先	住所				
	氏名		電話		
建物の概要	一般住宅 (戸) ・ 店舗併用住宅 (戸)				
	その他 (戸)				
	種 類	<input type="checkbox"/> 分譲		<input type="checkbox"/> 賃貸	
	管 理 する 者	<input type="checkbox"/> 常駐		<input type="checkbox"/> 非常駐	
	共同玄関規制	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無	
パイプシャフト施設	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		
階 数 (階建)					
各戸水道メーター 口径および数量	口径	mm	個	・ 口径	mm 個
参考メーター口径	口径	mm	個		
受水槽以下給水設備 の設計者	住所				
	氏名		電話		
受水槽以下給水設備 の施工者	住所				
	氏名		電話		
着手予定年月日	年 月 日				
竣工予定年月日	年 月 日				
摘 要					

協 定 書

函館市企業局（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、乙が設置または所有する函館市 町
丁目 番 号にある建築物の受水槽以下の給水設備に、甲
が、水道メーター（以下「メーター」という。）を貸与し、検針および
水道料金の徴収を行う（以下「特例検針」という。）ことについて、次
のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、共同住宅等で水道法適用外の受水槽以下の給水設
備から、給水を受ける各戸が住居専用の場合、設置者等から特例検針
の申請があったとき、直結式により給水を受けている使用者と同様に
検針し、水道料金と下水道使用料の徴収を行うことを目的とする。

（管理責任者）

第2条 管理責任者は、協定を締結する乙とする。

（メーターの貸与）

第3条 甲は、水道の使用者または管理人もしくは建物の所有者にメー
ターを貸与する。

2 メーターの設置は、受水槽上流側に参考メーターと各戸ごとの各戸
メーターとする。

（給水設備の構造および材質）

第4条 受水槽以下の給水設備は、建築基準法および建築基準法施行令
等に定める基準に適合していなければならない。

(メーターの検針)

第 11 条 甲は、各戸ごとに設置したメーターと参考メーターを隔月ごとに 1 回検針する。ただし、甲が必要と認めるときは、毎月または随時検針する。

(水道料金等の徴収等)

第 12 条 甲は、函館市水道事業給水条例および函館市下水道条例の規定により、使用者から徴収する。

(義務の継承)

第 13 条 この協定に係る一部または全部について、所有権等が移転した場合、乙は自己の責任と負担において、この協定書に定める義務を当該所有権等を有する者に継承しなければならない。

2 乙は、義務の継承に伴い管理責任者変更届（第 3 号様式）により、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(協議)

第 14 条 この協定に定める事項の変更またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 函館市公営企業管理者
企業局長

印

乙

印

管理責任者(変更)届

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

申請者	新管理責任者 (設置者または所有者)	住所			
		氏名	印	電話	

旧管理責任者氏名 (設置者または所有者)					
共同住宅の名称					
共同住宅の設置場所	函 館 市	町	丁目	番	号
管理する者の連絡先	住所				
	氏名		電話		
建物の概要	一般住宅 (戸) ・ 店舗併用住宅 (戸)				
	その他 (戸)				
建物の概要	種 類	<input type="checkbox"/> 分譲	<input type="checkbox"/> 賃貸		
	管理する者	<input type="checkbox"/> 常駐	<input type="checkbox"/> 非常駐		
	共同玄関規制	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
	パイプシャフト施錠	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
階数 (階建)					
各戸水道メーター 口径および数量	口径	mm	個	口径	mm 個
参考メーター口径	口径	mm	個		
摘 要					

受水槽清掃用水使用申込書

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

申 込 者	住所	函 館 市	町	丁 目	番 号
	氏名	印			

共同住宅の 設置場所	共同住宅の名称 管理責任者 (設置者または所有者)	期 間	使用水量 (m ³)	受水槽容量 (m ³)	
				低 置	高 置
計	箇所				

受水槽清掃用水使用報告書

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

申 込 者	住所	函 館 市	町	丁目	番	号
	氏名					

共同住宅の 設置場所	共同住宅の名称 管理責任者 (設置者または所有者)	期 間	使用水量 (m ³)	受水槽容量 (m ³)	
				低 置	高 置
計	箇所				

受水槽式給水の共同住宅等の 特例検針認定廃止届

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

管 理 責 任 者 (設置者または所有者)	住 所
	氏 名 印 電 話
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日

記

共同住宅の名称	
共同住宅の設置場所	函 館 市 町 丁目 番 号
戸数および階数	一般住宅 戸 ・ 店舗併用住宅 戸 その他 戸 ・ 階数 (階建)
各戸水道メーター 口径および数量	口径 mm 個 ・ 口径 mm 個
参考メーター口径	口径 mm 個 ・ 口径 mm 個
廃 止 の 理 由	<input type="checkbox"/> 建物の解体による。 <input type="checkbox"/> 全戸未入居による。 <input type="checkbox"/> 直結給水に変更のため。 (全戸直結給水) (階まで直結給水) <input type="checkbox"/> その他

8. 私設消火栓等の取扱

(1) 目的

直結する私設消火栓等は給水装置であり、設置箇所ごとの適正な管理を図るため取扱を定める。

(2) 用語の定義

この取扱において、用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「私設消火栓」とは、函館市水道事業給水条例第4条第2号に定める消防用に使用するもので、管理者が封かんしたものをいう。
- ② 「私設消防用設備」とは、消防法施行令第7条に定める設備のうち、水道を水源とし、個人等が所有し管理する施設の屋外消火栓、屋内消火栓、消防設備用水槽、防火水槽等をいう。
- ③ 「公設消火栓」とは、消防水利の中で水道法第24条の規定により函館市企業局と函館市消防本部との協定書に基づき設置する地上式消火栓、地下式消火栓をいう。
- ④ 「公設防火水槽」とは、函館市消防本部が所有し管理する防火水槽をいう。
- ⑤ 「メーター」とは、管理者が貸与する水道メーターをいう。
- ⑥ 「参考（自己）メーター」とは、所有者等が購入し設置したメーターをいう。

(3) 消火栓等の設置および管理等

消火栓等の設置および管理は、別表の区分のとおりとし、函館市水道事業給水条例による。

(4) 消火栓の型式等

公道および公道に準ずる私道に設置する消火栓の型式等は次のとおりとし、メーター以下に設置する私設消防用具の器具等については、所有者の選択とする。

- ① 地上式消火栓は函館市型とし、栓体口径は150mmとする。
- ② 地下式消火栓は口径100mmの函館市型とし、副弁を設置する。副弁はボール式C型バルブとする。

(5) 私設消火栓の使用届等

私設消火栓を使用する場合の取扱は、次のとおりとする。

- ① 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、私設消火栓消防演習使用届（第13号様式・第40条関係）を提出し、管理者の指定する職員の立会を要する。なお、封かんは、管理者が行う。
- ② 参考（自己）メーターを設置しているものを一時的に専用給水装置として使用する場合は、管理者に水道使用開始申込書（第5号様式・第36条関係）と水道使用廃止届（第10号様式・第40条関係）を同時に提出し承認を受けるものとする。
- ③ メーターの設置されている給水装置と共用のもの、またはメーターが設置さ

れている私設消防用設備は、専用給水装置であり使用に係る規制はない。

(6) 公設消火栓の使用

公設消火栓は、消防または消防の演習以外に使用できない。ただし、管理者が特に認める場合を除く。

- ① 地震、風水害等の災害時の場合。
- ② 公共事業等で特別の事情があり、緊急に水の使用を必要とする場合。

(7) 料金の算定

消火栓の使用および私設消防用設備の水道料金の算定は、次のとおりとする。

① 公設消火栓

管理者が別に定める。

② 私設消防用設備（メーターの設置されているもの。）

ア 定期検針の結果、使用量がない場合は使用中止の扱いとし、水道料金は徴収しない。

イ 定期検針により 1m^3 以上の水量が出た場合は、給水条例第30条に規定する料金算定の特例による。

③ 私設消火栓（封かんされたもの。）

ア 専用給水装置として使用する場合は、携帯用メーターにより計量し、給水条例第30条に規定する料金算定の特例による。

イ 消防または消防の演習以外の無届け使用の場合は、使用した者に対し給水条例第40条に規定する過料を科する。

④ 私設消火栓（参考（自己）メーターの設置されているもの。）

ア 定期検針の結果、使用量がない場合は使用中止の扱いとし、水道料金は徴収しない。

イ 定期検針により 1m^3 以上の水量が出た場合は、参考（自己）メーターにより水量を認定し、給水条例第30条に規定する料金算定の特例による。

(8) メーター等の設置基準

メーターの設置は、函館市企業局給水装置工事に係る取扱の基準により次のとおりとする。

① 私設消火栓等には、管理者がメーターを貸与し、所有者等が設置する。

② 参考（自己）メーターの設置されている既設のものは、異状または故障により計量が不可能になったとき、管理者はメーターを貸与し設置する。

③ 受水槽式給水による共同住宅等で、特例検針の認定を受ける建物に消防設備用水槽を設置する場合は、その上流側にメーターを設置する。

④ 開発行為等により設置する地上式消火栓は、管理者と事前協議を行い、寄付採納されるものはメーターを設置しない。

寄付採納を受けた消火栓は管理者の所有とし、函館市消防本部が管理を行う。

⑤ 函館市消防本部所有のもの、若しくは帰属されることが決定している防火水

槽にはメーターを設置しない。

(9) 封かん等

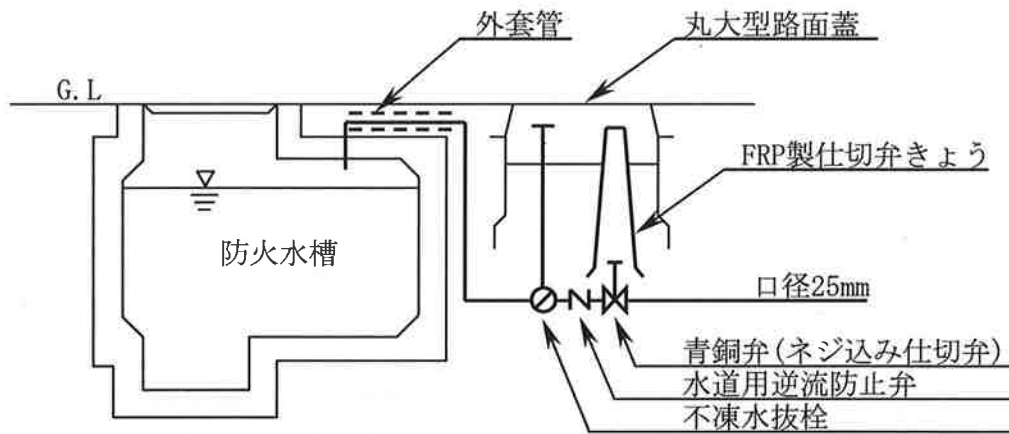
私設消火栓の封かんおよび調査は、次のとおりとする。

- ① 管理者は、隔月または必要の都度、封かんを調査する。
- ② 管理者は、使用者からの届出等がなく開封されているときは、関係者から事情を聴取し、函館市水道事業給水条例に基づき処理する。
- ③ 封かんは、管理者が行う。

(10) 防火水槽への給水

防火水槽および消防設備用水槽への給水は、次のとおりとする。

- ① 水槽への流入管は、原則として落とし込みとする。
- ② 流入管には仕切弁、逆流防止弁、水抜栓を設置する。
- ③ 水槽への給水は、仕切弁で操作し、配水管の流速に影響を与えないよう時間をかけて行い、満水後は仕切弁を閉止とする。



(11) 水道連結型スプリンクラー設備の設置

私設消防用設備のうち、消防法令等に基づきスプリンクラー設備を直結する場合は、給水装置工事の取扱によること。また、住宅用等についても直結する場合は同様の扱いとする。

- ① 事前に管理者と協議を行うものとする。
- ② 給水装置の構造および材質の基準に適合するものを使用する。
- ③ スプリンクラーヘッド各栓の作動に必要な放水圧に注意する。
- ④ 管理上の責任に関する確認書を管理者へ提出する。

(12) その他

この取扱に定めない事項については、管理者が別に定める。

私設消火栓等の設置および管理の区分

設置場所	取扱および 使用基準	給水方式	消防用設備等 の種類	メーター の設置	所有者および 管理する者
公道または 公道に準ず る私道等	公 設 (消 防 用)	直 結 式	地上式消火栓 地下式消火栓	無	企業局所有 消防本部管理
			防 火 水 槽		消防本部所有 消防本部管理
開発行為等 により道路 用地内	[寄付を受けるもの] 公 設 (消 防 用)	直 結 式	地上式消火栓	無	企業局所有 消防本部管理
	[寄付を受けないもの] 私 設 (消 防 用)		地上式消火栓	無	所 有 者 等
	[都市計画法により帰属] 公 設 (消 防 用)		防 火 水 槽	無	消防本部所有 消防本部管理
各種構内 各種建物内	[既設] 私設 (消防または消 防の演習のほ かは使用でき ない。)	直 結 式	[私設消火栓] 地上式消火栓 地下式消火栓 防 火 水 槽	[封かんが必要] 無	所 有 者 等
			参考(自己) メーター		
	[新設] 私設 (届け出の必要 はなく,専用給 水装置として 使用できる。)	直 結 式	地上式消火栓 地下式消火栓 防 火 水 槽	局メーター	所 有 者 等
		受水槽式	消防法の適用 を受けるもの 特例検針建物 の消防用設備		
	直 結 式	給水装置と共 用のもの			
	直・受 併用式				

9. 貯水槽水道の取扱

(1) 目的

貯水槽水道については、管理の不徹底に起因して、しばしば衛生上の問題が発生し、水質面での不安を感じる利用者が多いことから、水の供給者である管理者が、供給規程に基づき、貯水槽水道の設置者に適正な管理を行わせるため、次の取扱を定める。

(2) 用語の定義

この取扱において、用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「貯水槽水道」とは、水道法第14条第2項第5号に規定する水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。（簡易専用水道を含め、水槽の規模によらない建物内水道の総称として定義）
- ② 「簡易専用水道」とは、水道法第3条第7項に規定するものとし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10 m³を超えるものをいう。
- ③ 「小規模貯水槽水道」とは、水道法第14条第2項第5号に規定するものとし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10 m³以下のものをいう。
- ④ 「供給規程」とは、管理者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、函館市水道事業給水条例をいう。

(3) 貯水槽水道の責任に関する事項

① 管理者が行うこと

ア 貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言および勧告を行うことができるものとする。

イ 貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

② 設置者が行うこと

ア 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2の規定に基づき、当該簡易専用水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

イ 小規模貯水槽水道の設置者は、簡易専用水道に準じて、当該貯水槽水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(4) 管理者による指導, 助言, 勧告

① 指導

貯水槽水道の管理について, 貯水槽の清掃をした方が良いと判断した場合等, 設置者に対して定期的な清掃等を伝え, 管理の充実について理解を得ようとする

② 助言

指導にも拘わらず, 貯水槽水道の設置者が十分な管理を行っていない場合, このまま放置することにより問題となる事項等を説明し, 再度管理の充実について理解を得ようとする

③ 勧告

再三の指導, 助言にも拘わらず改善が行われない場合の, 水道事業者としての最終的な対応で, この場合, 保健所からも指示, 命令等が行われる可能性があることを伝える。

[参考] 函館市保健所の指導等

「函館市簡易専用水道取扱指針」, 「函館市簡易専用水道の管理に関する事務処理要領」および「函館市飲用井戸等衛生対策要領」による。

(5) 管理者による利用者への情報提供

① 貯水槽水道を経由する水道水の仕組みや構造等

② 利用者からの依頼に基づき, 簡易水質チェック (色, 濁り, 臭い, 味残留塩素) および貯水槽施設への立ち入りした場合の状況等

③ 検査機関の紹介

④ 情報提供の方法 (函館市企業局ホームページ, 企業局だより等)

(6) 簡易専用水道の設置者による貯水槽水道の管理および検査

法第34条の2で定める規定に従い行うこと。

(7) 小規模貯水槽水道の設置者による貯水槽水道の管理および自主検査

貯水槽水道の管理およびその管理の状況に関する検査は, 次によるものとする。

① 次に掲げる管理基準に従い, 管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回, 定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物, 汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色, 濁り, 臭い, 味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは, 水質基準に関する厚生労働省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

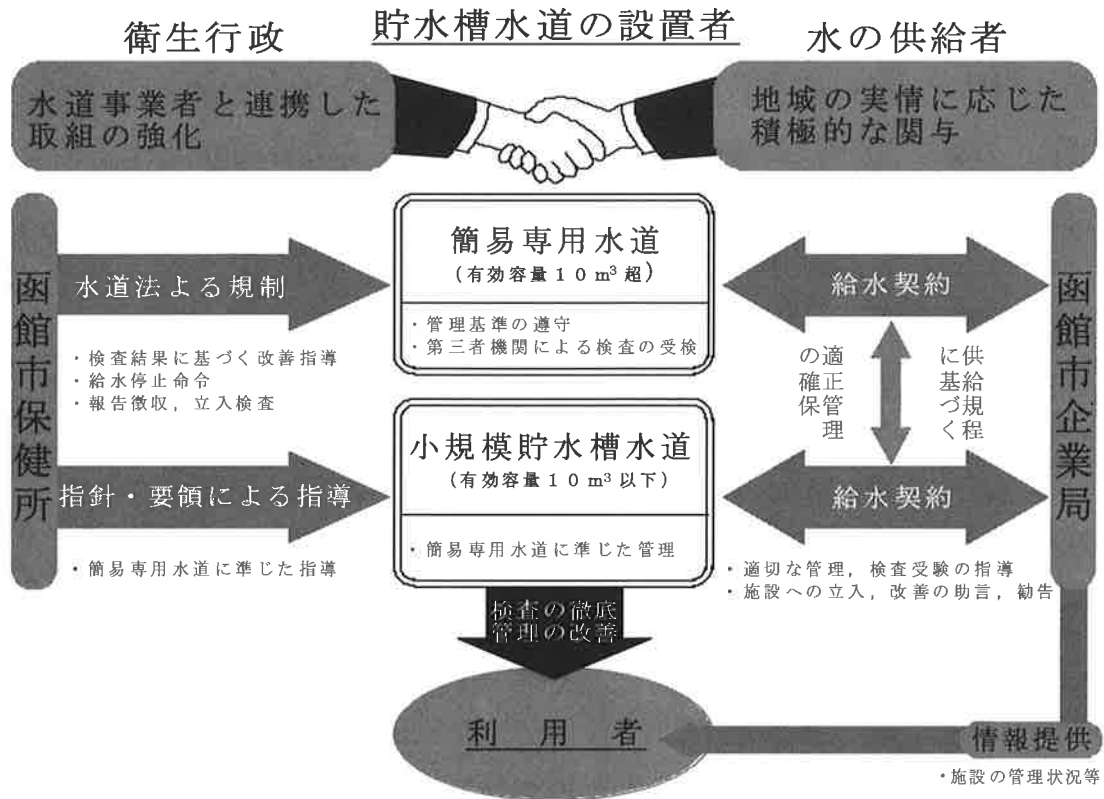
エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは, 直ちに給水を停止し, かつ, その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- ② ①の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、小規模貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査および残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

[参考] 自主検査

簡易専用水道の設置者に対しては水道法上の規制があり、小規模貯水槽水道の設置者に対しては、法令上の義務付けはなく供給規程によって簡易専用水道の管理に準じて行うよう努めなければならないこととなっている。

(8) 貯水槽水道の管理の充実



(9) その他

この取扱に定めない事項については、管理者が別に定める。

3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法

給水装置工事材料の性能基準適合の証明は、製造業者等が自らの責任において行う自己認証が基本とされるが、第三者機関が製造業者等との契約により、認証する第三者認証も有効とされている。

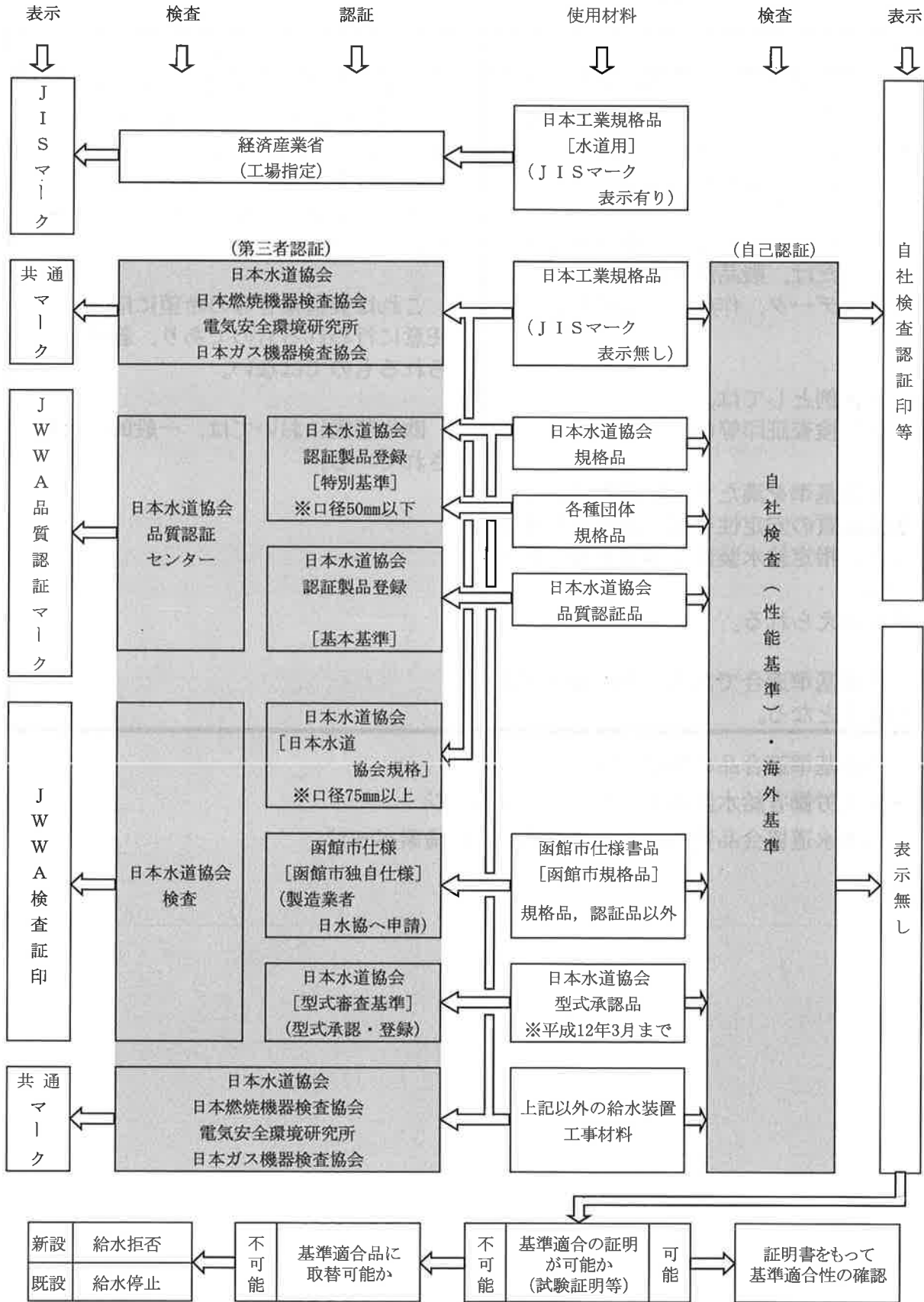
自己認証	第三者認証
<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造業者は、自らの責任のもとで性能基準適合品を製造し、若しくは輸入することのみならず、性能基準適合品であることを証明する方法。 ○ この証明については、製造業者等が自らまたは、製品試験機関等に委託して得たデータ、作成した資料等により行う。 ○ 具体例としては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社検査証印等の表示を製品等に行う。 ・ 性能基準を満たす試験証明書および製品品質の安定性を示す証明書を種類ごとに指定給水装置工事事業者に提示する。 等が考えられる。 ○ 性能基準適合であることの証明方法の基本となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中立的な第三者機関が、製造業者等との契約により、製品試験、工場検査等を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録し、認証製品であることを示すマークの表示を認める方法。 ○ これは製造業者等の希望に応じて、任意に行われるものであり、義務付けられるものではない。 ○ 欧米諸国においては、一般的に実施されている。

※ 性能基準適合品の確認方法

- ・ 厚生労働省給水装置データベースページ
- ・ 日本水道協会品質認証センター品質認証検索ページ

4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法

現時点における日本工業規格品，日本水道協会規格品等の各種材料の性能基準適合に関する証明方法の動き，その確認方法について次のフロー図を示す。



第4部

函館市企業局指定給水装置工事
事業者に関する事務取扱

第4部 函館市企業局指定給水装置工事事業者に関する事務取扱

1. 総則	1
2. 指定給水装置工事事業者の指定等	1
3. 給水装置工事主任技術者	4
4. 指定給水装置工事事業者の義務	5
5. 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理	6
6. 経過措置	7

第 4 部

1. 総則

(目的)

- (1) この取扱は、函館市水道事業給水条例（昭和34年3月12日函館市条例第3号）（以下、「条例」という。）の第8条第1項の規定および函館市水道事業給水条例施行規程（昭和38年函館市水道局規程第4号）（以下「施行規程」という。）の第14条の2に規定する函館市企業局指定給水装置工事事業者（以下、「指定事業者」という。）について、必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

- (2) この取扱において用語の定義は次のとおりとする。
 - ① 「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
 - ② 「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
 - ③ 「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
 - ④ 「管理者」とは、函館市公営企業管理者をいう。
 - ⑤ 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。
 - ⑥ 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事をいう。
 - ⑦ 「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

2. 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)・・・法第16条の2第1項、法第25条の2

- (1) 条例第8条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
- (2) 指定事業者の指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、施行規程第14条の2の規定により、管理者に申請しなければならない。
 - ① 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ② 給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称および所在地ならびに、法第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名および当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
 - ③ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能および数
 - ④ その他厚生労働省令で定める事項

(指定の基準) ・ ・ ・ ・ 法第 25 条の 3

(3) 管理者は、指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定をしなければならない。

① 事業所ごとに法第 25 条の 4 第 1 項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

② 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこ、その他管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

③ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの

イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

ウ 指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者

エ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

(4) 指定の申請書には、次の書類を添えなければならない。

① 前項(3) ③のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

② 法人にあっては定款または寄附行為および登記事項証明書、個人にあっては、その住民票の写しまたは外国人登録証明書の写し

(5) 前項(4) ①に規定する書類は、施行規則に定められた様式第 2 によるものとする。

(指定書の交付)

(6) 管理者は、条例第 8 条第 1 項の指定を行ったときは、指定事業者に函館市企業局指定給水装置工事事業者指定書（第 1 号様式の 3、以下「指定書」という。）を交付するものとする。

(7) 指定事業者は、事業の廃止を届け出たときまたは指定の取り消しを受けたときは、指定書を管理者に返納しなければならない。

(8) 指定事業者は、事業の休止を届け出たときまたは指定の停止を受けたときは、指定書を管理者に返納しなければならない。

(9) 指定事業者は、指定書を汚損し、または紛失したときは、再交付を申請することができる。

ならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

4. 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準等)・・・法第25条の8

- (1) 指定事業者は、法、政令、施行規則、条例、施行規程およびこの取扱ならびにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。
- (2) 指定事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
 - ① 給水装置工事ごとに、3.(3)項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して3.(1)に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
 - ③ 前号に掲げる工事を施行するときは、管理者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。
 - ④ 主任技術者およびその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
 - ⑤ 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第5条に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管および給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
 - ⑥ 施行した給水装置工事ごとに、(2)①の規定により指名した主任技術者に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名または名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - オ 竣工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管および給水用具に関する事項
 - キ 3.(1)③の確認の方法およびその結果

(注) ②の技能を有する者とは、旧日本水協北海道地方支部配管技工規程による配水管施工技能者ならびに(財)給水工事技術振興財団の給水装置配管技能講習修了者等をいう。

なお、耐震管(NS形等)の施工については、日本水協の耐震継手配水管技能者に登録している者等をいう。

(設計審査および工事検査) 法第16条

(3) 指定事業者は、設計審査を受けようとするときは、工事の施行前に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 給水装置工事申込書 1部
- ② 設計図 1部
- ③ 設計材料書 1部

(4) 指定事業者は、工事検査を受けようとするときは、工事完了後速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 給水装置工事検査申請書 1部
- ② 竣工図 1部
- ③ 使用材料書 1部
- ④ 水圧試験記録表 1部

(5) 管理者は、前項に規定するもののほか、必要な書類の提出を求め、または前項に規定する書類の一部を省略させることがある。

(6) 管理者は、指定事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該工事に関し施行規則第36条第1号により指名された主任技術者または当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(7) 管理者は、指定事業者が給水装置の修繕をしたときは、設計審査および工事検査の書類を省略し、修繕工事報告書を提出させることができる。

(報告または資料の提出) 法第25条の10

(8) 管理者は、指定事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定事業者に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる。

5. 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理

(1) 函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の違反行為に係る事務処理に関し必要な事項を定め、違反行為を未然に防止するとともに、違反行為に対し迅速かつ公正に措置を行い、適正な給水装置工事の運営を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条および函館市水道事業給水条例（昭和34年函館市条例第3号。以下「条例」という。）第3条で定めるところによる。

(違反行為)

第3条 水道事業の管理者（以下「管理者」という。）は、指定事業者および給水装置工事主任技術者（以下「指定事業者等」という。）が別表の函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る措置基準の違反項目に該当する行為（以下「違反行為」という。）を行ったと認められるときは、その情状に応じ、同表右欄に定める措置（過料を除く。）を行うことができる。

2 管理者は、指定事業者等が前項の違反行為を行ったと認められる場合において、過料を科すことが適当であると認められるときは、市長にその処分を求めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第4条 指定事業者等が違反行為を行った疑いがあると認められるときは、その違反行為に関する業務を所管する課長（以下「主管課長」という。）は、事実の有無について調査しなければならない。

2 主管課長は、前項の調査の結果、当該指定事業者等が違反行為を行ったと認められるときは、当該指定事業者等に対して、直ちに違反行為の是正および事情を説明するてん末書の提出を求めるとともに、当該調査の結果を基に別記第1号様式による違反行為報告書を作成しなければならない。

3 主管課長は、違反行為報告書に当該違反行為を行った指定事業者等から提出されたてん末書を添付して、速やかに主管部長へ報告し、その措置について協議しなければならない。ただし、てん末書が提出されない場合は、違反行為報告書にその旨を付記して報告することができる。

4 主管課長は、第2項に規定する違反行為報告書を作成する場合において指定事業者等が不正な手段で給水を開始した箇所の使用者に対し、当該違反行為を行っていた期間に係る条例第28条で定める水道料金（臨時に水道を使用する場合の料金を除く。以下同じ。）の徴収が予想されるときは、料金担当課長と協議しなければならない。この場合、水道料金を徴収しようとするときは、違反行為報告書にその旨を記載しなければならない。

5 主管課長以外の関係課長は、指定事業者等が違反行為を行った疑いを発見したときは、主管課長にその旨を報告しなければならない。

(指定事業者等への処分等)

第5条 行政処分として指定事業者に対して行う措置は、函館市水道事業給水条例施行規程（昭和38年函館市水道局規程第4号）第14条の4の規定に基づく指定の取消しまたは指定の効力の停止（以下「取消等処分」という。）とする。

2 給水装置工事主任技術者が法第25条の5第3項に規定する措置の対象となると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

3 軽微な違反行為と認めるときは、取消等処分または前項に規定する報告に代えて、当該違反行為を行った指定事業者等に対し、文書警告を行うことができる。

4 違反行為に満たないが注意の必要があると認めるときは、当該指定事業者

等に対し、口頭注意を行うことができる。

(審査委員会)

第6条 管理者は、主管課長の報告および協議により取消等処分を行う必要があると認めるときは、給水装置工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催することができる。

(意見陳述)

第7条 管理者は、審査委員会報告書が提出された場合において、取消等処分をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 指定の取消しに該当するとき 聴聞

(2) 指定の効力の停止に該当するとき 弁明の機会の付与

2 聴聞を実施するときは、聴聞通知書により通知するものとする。

3 聴聞は、総務担当課長が主宰し、終結したときは速やかに聴聞調書、および聴聞報告書を作成し、審査委員会へ提出する。

4 弁明の機会の付与をするときは、弁明書の提出を求めるものとする。

5 第1項から前項までの規定による意見陳述の手続きは、函館市行政手続条例によるものとする。

(水道技術管理者等の意見)

第8条 審査委員会の委員長は、必要があると判断したときは審査委員会に水道技術管理者その他委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

(処分の通知および公示)

第9条 管理者は、取消等処分またはその他の措置を行ったときは、当該指定事業者等に対して取消等処分にあつては、別記第4号様式によりその他の措置にあつては、別記第5号様式により遅滞なく通知するものとする。

2 管理者は、前項の取消等処分を行うときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。

(費用の請求)

第10条 法令等に基づく管理者の指示に従わない場合で、市に損害を与えるおそれがあると認められるときは、管理者が指定事業者等に代わって是正し、これに係る費用について条例の定めるところにより、指定事業者等に請求するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

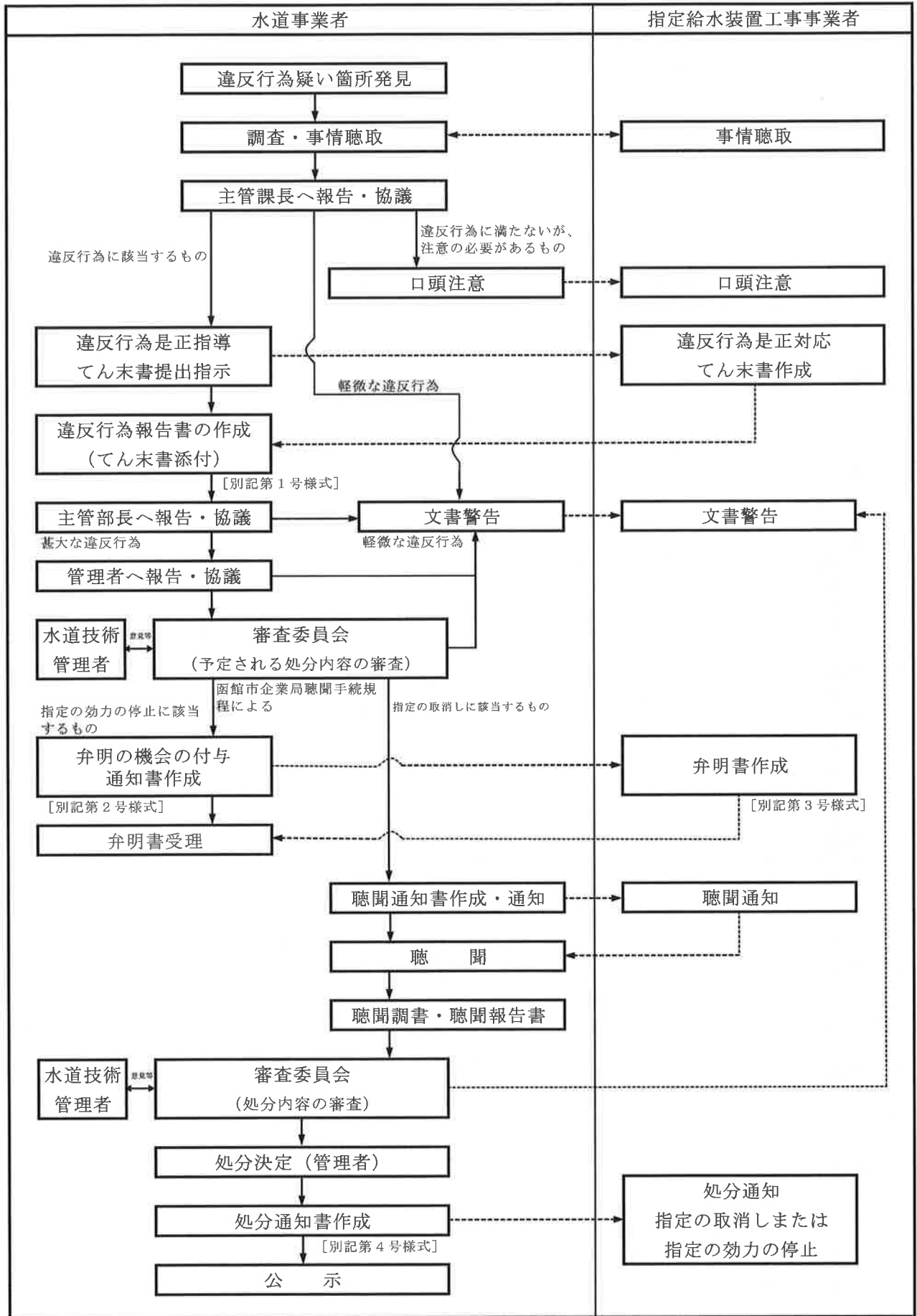
附 則

平成22年12月1日一部改正

附 則

平成23年4月1日一部改正

(2) 函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理フロー



(3) 函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る措置基準 (第3条関係)

(1) 水道法違反に対する措置 (行政処分) に該当するもの)

違反項目	根拠条文	関係法令	令条文	違反内容	措置内容			
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	施行規則 第21条	事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消しまたは文書警告			
			施行規則 第20条	厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。				
		第25条の3 第1項第3号イ		本人または代表者もしくは役員が、成年被後見人もしくは被補佐人または破産者の宣告を受けたとき。		指定の取消し		
				本人または代表者もしくは役員が、水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、または刑の執行を受けることなく、なつた日から2年を経過しない者であることが判明したとき。				
		第25条の3 第1項第3号ハ		指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。			指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告	
				本人または代表者もしくは役員が、業務に関し不正または不誠実な行為をしたとき。				
		第25条の3 第1項第3号ニ		①無断通水、水道メーターの不正使用等をしたとき。				
				②道路占用許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。				
				③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。				
				④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、または被害を与えたとき。				
	⑤文書警告に従わないとき。							
	⑥その他の違反行為 (主として管理者の承認を受けずに工事を施行したとき、または工事完成後管理者の検査を受けなかったとき等。)							

(4) 函館市企業局指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市企業局指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に研修を受講させることにより、使用者へ安全・安心な給水の確保を図り、水道事業者から速やかに情報提供を行い、あわせて給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の選任・解任等の変更届の提出状況等の確認を同時に行うことを目的とする。

(研修の対象者)

第2条 研修の対象は、すべての指定事業者とし、この研修により各指定事業者内において必要な情報の周知や教育を実施できる者とする。

(研修の実施)

第3条 研修は、原則として3年に1回実施するものとする。

(研修の通知)

第4条 水道事業の管理者（以下「管理者」という。）は、研修を実施するときはあらかじめその旨を指定事業者に対して通知するものとする。

(申請の手続)

第5条 指定事業者は、研修を受講しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出するものとする。

- (1) 指定事業者名および住所
- (2) 代表者の氏名および主任技術者名
- (3) 研修を受けようとする者の氏名および住所
- (4) その他管理者が必要とする事項

(研修の費用)

第6条 管理者は、研修に要する費用として指定事業者から研修受講料を徴収することができるものとする。

(研修修了証書の交付)

第7条 管理者は、研修受講者に対して修了証書を交付するものとする。

(研修不参加者の取扱い)

第8条 研修に参加しなかった指定事業者は、その理由を書面によって管理者に提出するものとする。

(研修の実施主体)

第9条 研修は、管理者が実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、複数の水道事業者が合同で行う研修（以下「合同研修」という。）を管理者が実施する研修とすることができる。この場合において、第4条から前条中「管理者」とあるのは、「合同研修会の実施者」と読み替えるものとする。

(研修テキスト)

第10条 研修は、(社)日本水道協会の共通テキスト等を使用し、行うものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成22年12月1日一部改正

附 則

平成23年4月1日一部改正

(5) 違反行為に係る事務処理要綱に定める様式（別紙）

違反行為報告書

年 月 日

水道法、函館市水道事業給水条例および函館市水道事業給水条例施行規程に違反する行為を認めたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 工事を施行した者の氏名
 (指定給水装置工事事業者名)
 (法人の場合、名称、代表者および担当者)
 工事の施行に関与した者の氏名
 (給水装置工事主任技術者または技能を有する者)

氏名	(指定番号 第	号)
住所		
電話番号		
氏名	(交付番号第	号)

- 2 工事施行箇所

函館市	町	丁目	番	号
-----	---	----	---	---

- 3 給水装置使用者（所有者）
 (法人の場合、名称、代表者および担当者)

氏名
住所
電話番号

- 4 工事の施行期間および違反行為を行っていた期間

	年	月	日	～	年	月	日
			平成				

- 5 発見の状況等

(1) 発見年月日	年	月	日
(2) 発見した職員名	課・担当・氏名		
(3) 発見の状況	調査年月日		
	調査時間		
	調査内容		
	状況写真添付		
(4) 是正を指示した職員名	課・担当・氏名		
(5) 指示年月日	年	月	日
(6) 指示内容			
(7) 是正後の状況	状況写真添付		

- 6 工事の申請年月日および工事しゅん工年月日

工事の申請年月日および	年	月	日
工事しゅん工年月日	年	月	日

- 7 水道料金調定状況および収納状況

- 8 その他報告を要すると認められる事項

(1) 事情聴取の内容	
(2) 違反事項	
(3) 予定措置内容	
(4) 報告者	課・担当・氏名
(5) その他	

弁明の機会の付与通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長

印

不利益処分に係る弁明の機会の付与を次のとおり行うので、行政手続法第30条（函館市行政手続条例第28条）の規定により通知します。

予定される不利益処分の内容	
予定される不利益処分の根拠となる法令の条項	
予定される不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日
※口頭による弁明の機会の付与	出頭すべき日時 年 月 日 時 分
	出頭すべき場所
問合せ先	

注1 弁明をするときは、証拠書類または証拠物を提出することができます。

2 ※印欄は、口頭による弁明の機会の付与を行う場合に記入してあります。

弁 明 書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長

様

住所

氏名

印

年 月 日付で通知のあった下記の弁明の機会の付与に関し、次のとおり弁明書を提出します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の原因となる 事実その他当該事 案の内容について の意見	

処 分 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

函館市水道事業給水条例施行規程第14条の4の規定により、次のとおり処分を決定したので、函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条の規定により通知します。

1 違反行為に対する処分

指定の取消し

指定の効力の停止

〔ただし、 年 月 日から
年 月 日まで〕

2 処分の理由

3 処分年月日

年 月 日

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(函館市公営企業管理者企業局長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

警 告 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

水道法、函館市水道事業給水条例および同施行規程に違反する行為があったので、函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条の規定により通知します。

なお、今後はこのような違反行為がないように、関係法令等を遵守の上、適正に業務を行うよう十分注意されたい。

1 違反行為に対する措置 文書警告

2 違反項目

3 措置年月日 年 月 日

6. 経過措置

- (1) 廃止前の函館市水道局指定水道工事店に関する規程（以下「旧規定」という。）に基づき函館市水道局指定水道工事店に指定されている者は、法の施行の日から90日を経過したとき（民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号）附則第2条第2項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出をしたとき）は、旧規程に基づき交付された函館市水道局指定水道工事店指定書および標示板を管理者に返納しなければならない。
- (2) 旧規定第23条第1項の規定により登録されている責任技術者に関しては、水道法施行規則の一部を改正する省令（平成9年厚生省令第59号）附則第2条の規定の適用については、平成11年3月31日までの間は、旧規程は、なおその効力を有する。
- (3) 改正水道法附則第2条第2項の届出に関する省令
(平成9年8月11日厚生省令第60号)

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の届出に関する省令

- ① 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の厚生省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - イ 法人にあつては、役員の氏名
 - ウ 事業の範囲
 - エ 届出を行おうとする水道事業者の給水区域について、給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地
- ② 改正法附則第2条第2項の規定による届出は、別記様式による届出書を提出して行うものとする。
- ③ 前項の届出書には、法人にあつては定款又は寄附行為及び全部事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。

附 則

この省令は、改正法の一部の施行の日（平成10年4月1日）から施行する。

(4) 水道法施行規則に定める様式（別紙）

第5部 申請書等の様式

1. 申請書等の様式

(1) 給水装置工事設計審査申請関係

・ 給水装置工事申込書	1
・ 給水装置工事 設計 使用 材料書	3
・ 給水装置工事承認通知書	5
・ 取り止め届（承認前）	6
・ 取り止め届（承認後）	6-1

(2) メーターの受け渡し関係

・ 水道使用開始申込書（3枚複写）	7
・ 水道メーター払出請求書（3枚複写）	8
・ 水道使用廃止届（3枚複写）	9
・ 水道メーター返納書（3枚複写）	10
・ 管洗浄用水使用申請書	11
・ 管洗浄用水使用許可書	12
・ 管洗浄用水使用報告書	13
・ 管洗浄用水使用料金内訳書	14

(3) 給水装置工事検査申請関係

・ 給水装置工事検査申請書	15
・ 給水装置箇所現場写真（台紙）	16
・ 工事竣工検査表	17
・ 占用工事完了届（道路管理者に提出用）	18
・ 路面復旧完了届	20
・ 仕切弁情報台帳	20-1
・ 消火栓情報台帳	20-2

(4) 立会検査の申請関係

・ 給排水立会検査予定台帳	21
---------------------	----

(5) 修繕報告書関係

・ 修繕工事報告書	23
・ 軽微な変更届	24

• 凍結解氷月例報告書	2 5
• 水道メーター亡失（き損）届	2 6
(6) 給水条例施行規程様式（抜粋）	
• 代理人選定（変更）届	2 7
• 管理人選定（変更）届	2 8
• 用途変更届	2 9
• 私設消火栓消防演習使用届	3 0
• 給水装置所有者変更届	3 1
• 消防用水道使用届	3 2
• 給水装置異状届（表）修繕費用内訳書（裏）	3 3

(1) 給水装置工事設計審査申請関係

- 給水装置工事申込書
- 給水装置工事 設計 使用 材料書
- 給水装置工事承認通知書
- 取り止め届（承認前）
- 取り止め届（承認後）

第1号様式（第14条，第14条の6関係）

主査	受付

受付年月日	受付番号	整理番号
年 月 日	第 号	

給水装置工事申込書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

課長	主査	主査	審査担当

申 込 者 （給水装置所有者）	住所	〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> 都道 府県 市郡 区		
	氏名	印		
	電話	() -		
給水装置使用者氏名				
給水装置設置場所		函館市 町 丁目 (番地) 番 号		
設計審査の申請者 (指定給水装置工事事業者)	住所			
	氏名	印		
	電話	() -		
指名給水装置工事主任技術者氏名		印	技能を有する者	
工事種別		新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去		
給水装置の用途		家 庭 用 ・ 一 般 用 ・ 公 衆 浴 場 用		
		使用種別		
給水方式		直結・受水槽・直受併用	事前協議	有・無
分岐管の種別		配水管・公道給水管・宅地内給水管	分岐止	有・無
水道メーター		口径 mm 個 ・ 口径 mm 個		
給水管最大口径		mm		
給水管所有者分岐承諾		有 ・ 無		
道路種別		国 道 ・ 道 道 ・ 市 道 ・ 私 道 ・ そ の 他		
施行者 区 分	分岐箇所から水道メーターまで	指定給水装置工事事業者		
	水道メーターから末端給水栓まで	指定給水装置工事事業者		
着工予定年月日		年 月 日	しゅん工予定年月日	年 月 日

道路占用許可申請年月日	年 月 日	審査手数料	円
-------------	-------	-------	---

注 工事の施行に当たり，申込者が他人の給水装置から分岐して使用する場合は，裏面の承諾書により必ず承諾を受けてください。

給水装置工事に関する企業局との確認事項

給水装置所有者分岐承諾書

私は、申込者が私の所有する給水装置から分岐して使用することを承諾します。

承諾者 住所 氏名 印

【取扱十二】

給水装置工事 ^{設計} ^{使用} 材料書

受付番号	
審査年月	平成 年 月 日

給水装置設置場所	函館市 町 丁目 番号
給水装置所有者（申込者）	印
指定給水装置工事事業者	印
指名給水装置工事主任技術者	印

品名	形状・寸法	単位 呼称	数量	性能基準適合証明 機関または製造業者名等	摘要

品名	形状・寸法	単位呼称	数量	性能基準適合証明 機関または製造業者名等	摘要

承認年月日	整理番号				
年 月 日					

給水装置工事承認通知書

年 月 日

函館市 町 丁目 (番地) 番 号
 様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

給水装置設置場所	函館市 町 丁目 (番地) 番 号				
指定給水装置工事事業者					
工事種別	新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去				
給水装置工事受付年月日	年 月 日	受付番号	第 号		
着工予定年月日	年 月 日	しゅん工予定年月日	年 月 日		
立会検査	<input type="checkbox"/> 分岐せん孔工事 <input type="checkbox"/> 通水作業 <input type="checkbox"/> 水圧試験 <input type="checkbox"/> 完 成 <input type="checkbox"/> その他()				
貸与水道メーター	口径 mm 個	貸与参考水道メーター	口径 mm 個		
遵 守 事 項	工事の施行をするに当たり生じた問題は、当事者間で解決すること。 水道メーターの貸与を受けた者は、函館市水道事業給水条例の規定に基づき、善良な注意をもって管理すること。 水道の利用者または管理人もしくは給水装置の所有者は、函館市水道事業給水条例の規定に基づき、善良な注意をもって水が汚染し、または漏水しないように給水装置を管理すること。				

備 考	
-----	--

取 り 止 め 届

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

申込者

氏 名

印

先に申しました、次の給水装置については、工事を取り止めたので届け出します。

施工場所	函館市 町 丁目 番 号
申込年月日 および番号	申 込 平成 年 月 日 整理番号
事 由	
指定給水装置 工事事業者	住 所 氏 名 印

取 り 止 め 届

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

申込者

氏 名

印

先に承認を受けました、次の給水装置については、工事を取り止めたので届け出します。

施工場所	函館市 町 丁目 番 号
承認年月日 および番号	承認 平成 年 月 日 整理番号
事 由	
指定給水装置 工事事業者	住 所 氏 名 印

第5号様式(第36条関係)

水道使用開始申込書

(新設・改造・開栓用)

主査	担当

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長様

施工者コード

使用者番号

町名

番地号

部屋位置

電話

電話 (

電話

工事年月日 年 月 日

施工事由

給水装置設置場所	町名	番地号	部屋位置	電話	電話	電話
かたがき						
フリカナ						
使用者氏名						
所有者	住所					
	氏名					
代理人	住所					
	氏名					

取付	径	mm
番号		
検満年		
指針	本器	
	副管	
選本	指針	
施工	事由	

給水方式

受水タンク容量 上 下

設置者区分

認定番号

所有者区分

器種区分

施工年月日 年 月 日

メーター位置

業種コード	
業種態様コード	
検針月コード	
検針員コード	

摘要

- 備考 1 朱色で囲ってある部分を記入してください。
 2 この申込書はコンピュータの入力データとして使用されますので、ていねいに記入してください。

業者	払出者	担当

No. _____ ①

水道メータ払出請求書

払出事由	新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成	年	月	日										
コード																					
指定事業社名	給水装置設置場所			丁目 町 番 号																	
口径	器種			数量	メータ番号				検満年月	指針											
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
直読	13	20	25	40				計	電子	13	20	25	40	50	75		計	参考			計

確認	担当

No. _____ 量水器担当控②

水道メータ払出書

払出事由	新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成	年	月	日										
コード																					
指定事業社名	給水装置設置場所			丁目 町 番 号																	
口径	器種			数量	メータ番号				検満年月	指針											
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
	直読・電子・参考								-												
直読	13	20	25	40				計	電子	13	20	25	40	50	75		計	参考			計

払出者	担当

No. _____ 業者控③

水道メータ払出確認書

払出事由	新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成	年	月	日										
コード																					
指定事業社名	給水装置設置場所			丁目 町 番 号																	
口径	器種			数量	メータ番号				検満年月	指針											
									-												
									-												
									-												
									-												
									-												
									-												
									-												
									-												
									-												
直読	13	20	25	40				計	電子	13	20	25	40	50	75		計	参考			計

第10号様式(第40条関係)

水道使用廃止届

(改造・撤去・閉栓・中止用)

主査	担当
----	----

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長様

施工者コード

施工者名

工事年月日 年 月 日

施工事由

給水装置設置場所		町 名		番 地 号	
かたがき					
フリガナ					
使用者氏名					
所有者住所氏名					
代理人住所氏名					
					部屋位置
					電話
					電話 ()
					電話

取		付	
口径	mm		
番号			
検満年月			
指針	本副		
還本指針			
施工事由			

摘要

施工年月日 年 月 日
メーター位置

備考 1 朱色で囲ってある部分を記入してください。
2 この申込書はコンピューターの入力データとして使用されますので、ていねいに記入してください。

水道メーター返納書

受取者

No. _____ ①

返納事由	閉栓 改造閉栓 撤去閉栓 工事中止 他										平成 年 月 日					
メーター取り外し日	平成 年 月 日															
コード				給水装置設置場所			町 番 号									
指定事業者名																
口径	器種					数量	メーター番号					指針				
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
直読	13	20	25	40	50	計	遠隔	13	20	計	参考	計	電子	50	75	計

水道メーター返納受取書

受取者

No. _____ ②

返納事由	閉栓 改造閉栓 撤去閉栓 工事中止 他										平成 年 月 日					
メーター取り外し日	平成 年 月 日															
コード				給水装置設置場所			町 番 号									
指定事業者名																
口径	器種					数量	メーター番号					指針				
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
直読	13	20	25	40	50	計	遠隔	13	20	計	参考	計	電子	50	75	計

水道メーター返納確認書

受取者

No. _____ 業者控③

返納事由	閉栓 改造閉栓 撤去閉栓 工事中止 他										平成 年 月 日					
メーター取り外し日	平成 年 月 日															
コード				給水装置設置場所			町 番 号									
指定事業者名																
口径	器種					数量	メーター番号					指針				
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
	直読・遠隔・参考・電子															
直読	13	20	25	40	50	計	遠隔	13	20	計	参考	計	電子	50	75	計

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

使用者 住所
氏名 印

管洗浄用水使用申請書

下記の場所に設置した給水装置の管洗浄を行うため、管洗浄用水の使用許可を申請いたします。

給水装置設置場所	使用者 (指名給水装置工事主任技術者名)	管洗浄 メーター 口径	使用期間	予定使用水量 (m ³)
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	

様

函館市公営企業管理者
企業局長

管洗浄用水使用許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった管洗浄用水の使用について、次の事項を条件に許可する。

- | | |
|-------------|--|
| 1 給水装置設置場所 | 別紙のとおり |
| 2 使用期間 | 別紙のとおり |
| 3 使用水量 | 使用者は、検査員の立会による使用水量の確認後、速やかに管洗浄用水使用報告書を提出し、水量の認定を受けるものとする。 |
| 4 管洗浄用水使用料金 | 料金は、1 m ³ につき153円30銭で算定し、納入方法は企業局1階窓口または企業局収納取扱金融機関で納付する。 |

以 上

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

使用者 住所
氏名 印

管洗淨用水使用報告書

平成 年 月 日付函企水業第 号で許可のありました管洗淨用水の使用水量について、下記のとおり報告します。

給水装置設置場所	使用者 (指名給水装置工事主任技術者名)	管洗淨 メーター 口径	使用期間	使用水量 (m ³)
			～	
			～	
			～	
			～	
				計 m ³

平成 年 月分

管洗淨用水使用料金内訳書

料 金 課			業 務 課		
課 長	主 査	担 当	課 長	主 査	担 当

使 用 者	給水装置設置場所	使 用 量 使 水 量	水売却 料 金	内消費税 相 当 額
		m ³	円	円
計	使用期間 箇所 ~	m ³	円	円

(3) 給水装置工事検査申請関係

- ・ 給水装置工事検査申請書
- ・ 給水装置箇所現場写真（台紙）
- ・ 工事竣工検査表
- ・ 占用工事完了届（道路管理者に提出用）
- ・ 路面復旧完了届
- ・ 仕切弁情報台帳
- ・ 消火栓情報台帳

主 査	受 付

受付年月日	受付番号	整理番号
年 月 日	第 号	

給水装置工事検査申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

課 長	主 査	主 査	検査担当

申 請 者	住 所					
	氏 名					印
	電 話	() -				
給水装置使用者氏名						
給水装置設置場所		函館市	町	丁目	(番地)	号
給水装置所有者	住 所	都道	府県	市郡	区	
	氏 名					
	電 話	() -				
指名給水装置工事主任技術者氏名			印	技能を	有する者	
工 事 種 別		新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去				
給 水 方 式		直結・受水槽・直受併用		事前協議	有・無	
分 岐 管 の 種 別		配水管・公道給水管・宅地内給水管		分岐止	有・無	
立 会 検 査 日		分岐せん孔工	年 月 日	通水作業	年 月 日	
		水圧試験	年 月 日	完 成	年 月 日	
貸与水道メーター		口径	mm	個	口径	mm
貸与参考水道メーター		口径	mm	個		
水道メーター払出年月日		年 月 日				
水道メーターおよび配管検査日		水 道 メーター	年 月 日	配管	宅地内	年 月 日
					屋 内	年 月 日
道路部工事	道路種別	国道	道道	市道	私道	その他
	占用許可日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	路面復旧届出日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	路面復旧検査日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
路 面 種 別		アスファルト・インターロッキング・砂利道・その他				
着工年月日	年 月 日	しゅん工年月日	年 月 日			

検査手数料	円
-------	---

給水装置箇所現場写真

契約番号	設置場所	所有者	施工年月日	施工者名
	町 丁目 番 号		年 月 日	
○. 項 目 (例 分岐穿孔)				
○. 項 目 (例 分岐止め)				

工事竣工検査表 (該当項目のみ□にレを記入)

給水装置設置場所	函館市	町目	番	号	階数	戸数	階	戸	検査年月日	平成	年	月	日
申込者氏名	指定事業者							指名主任技術者	印				

資 料		お よ び		現 地		検 査		資 料		お よ び		現 地		検 査										
検査種別および検査項目		検査内容		検査内容		検査内容		検査項目		検査内容		検査内容		検査内容										
1	分岐部	□ 配水管への取付口の位置は適正である。(写真)	□ 配水管への取付口径は著しく過大ではない。	□ 水道メーターは、逆付け、片寄がなく水平に取付けられている。	□ 水道メーターは、給水装置に直結して取付けられている。	□ 水道メーターは、逆付け、片寄がなく水平に取付けられている。	□ 水道メーターは、検針、取替えに支障がない。	□ 止水栓の操作に支障がない。	□ 止水栓は、逆付けおよび傾きがない。	□ 逆流防止弁は、逆付けおよび傾きがない。	□ 家屋の主配管は、構造物の通過を避けている。	□ 道路内および宅地内の埋設深度は、所定の深さが確保されている。(写真)	□ 傾きがなく、取扱要綱第1部4-(4)「水道メーター設置基準」に適合している。	□ 傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	□ 道路占用許可条件の通りである。	□ 給水用具が竣工図面と整合する。	□ 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていない。	□ 配管の口径、管路、構造等が適切である。	□ 水の汚染および破断、防食、浸透、凍結等を防止するための適切な措置がなされている。	□ 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされている。	□ クロスコネクションがない。(加圧循環式給湯設備等との接続を含む)	□ 適切な接合が行われている。	□ 性能基準適合品の使用確認。	□ 配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。
	2	水道メーター	□ 止水栓の操作に支障がない。	□ 止水栓は、逆付けおよび傾きがない。	□ 逆流防止弁は、逆付けおよび傾きがない。	□ 家屋の主配管は、構造物の通過を避けている。	□ 道路内および宅地内の埋設深度は、所定の深さが確保されている。(写真)	□ 傾きがなく、取扱要綱第1部4-(4)「水道メーター設置基準」に適合している。	□ 傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	□ 道路占用許可条件の通りである。	□ 給水用具が竣工図面と整合する。	□ 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていない。	□ 配管の口径、管路、構造等が適切である。	□ 水の汚染および破断、防食、浸透、凍結等を防止するための適切な措置がなされている。	□ 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされている。	□ クロスコネクションがない。(加圧循環式給湯設備等との接続を含む)	□ 適切な接合が行われている。	□ 性能基準適合品の使用確認。	□ 配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。					
																				2 給水用具	□ 適切な接合が行われている。			
	3	止水栓	□ 止水栓の操作に支障がない。	□ 止水栓は、逆付けおよび傾きがない。	□ 逆流防止弁は、逆付けおよび傾きがない。	□ 家屋の主配管は、構造物の通過を避けている。	□ 道路内および宅地内の埋設深度は、所定の深さが確保されている。(写真)	□ 傾きがなく、取扱要綱第1部4-(4)「水道メーター設置基準」に適合している。	□ 傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	□ 道路占用許可条件の通りである。	□ 給水用具が竣工図面と整合する。	□ 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていない。	□ 配管の口径、管路、構造等が適切である。	□ 水の汚染および破断、防食、浸透、凍結等を防止するための適切な措置がなされている。	□ 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされている。	□ クロスコネクションがない。(加圧循環式給湯設備等との接続を含む)	□ 適切な接合が行われている。	□ 性能基準適合品の使用確認。	□ 配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。					
																				1 容量	□ 受水槽 m ³ ・ □ 高置水槽 m ³			
4	逆流防止弁	□ 止水栓の操作に支障がない。	□ 止水栓は、逆付けおよび傾きがない。	□ 逆流防止弁は、逆付けおよび傾きがない。	□ 家屋の主配管は、構造物の通過を避けている。	□ 道路内および宅地内の埋設深度は、所定の深さが確保されている。(写真)	□ 傾きがなく、取扱要綱第1部4-(4)「水道メーター設置基準」に適合している。	□ 傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	□ 道路占用許可条件の通りである。	□ 給水用具が竣工図面と整合する。	□ 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていない。	□ 配管の口径、管路、構造等が適切である。	□ 水の汚染および破断、防食、浸透、凍結等を防止するための適切な措置がなされている。	□ 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされている。	□ クロスコネクションがない。(加圧循環式給湯設備等との接続を含む)	□ 適切な接合が行われている。	□ 性能基準適合品の使用確認。	□ 配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。						
																			2 吐水口空間	□ 吐水口と越流面等との位置関係の確認。 間隔 (cm)				
5	井戸水・温泉の使用	□ 井戸水	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無						
																			通水試験	□ 通水後、各給水用具から放水し、水道メーター一経由の確認、作動状態等の確認。				
6	水圧試験	□ 1. 0 MPa, 3分間の水圧試験で漏水および抜けなどがいないことの確認。	□ 遊離残留塩素濃度 (mg/l)	□ 臭気が観察により異常でないこと。	□ 色が観察により異常でないこと。	□ 濁りが観察により異常でないこと。	□ 濁りが混入していないこと。	□ 濁りが混入していないこと。	□ 濁りが混入していないこと。	□ 濁りが混入していないこと。	□ 濁りが混入していないこと。	□ 濁りが混入していないこと。	□ 濁りが混入していないこと。	□ 濁りが混入していないこと。	□ 濁りが混入していないこと。	□ 濁りが混入していないこと。	□ 濁りが混入していないこと。	□ 濁りが混入していないこと。	□ 濁りが混入していないこと。					
																				水質の確認	□ 臭気が観察により異常でないこと。 □ 色が観察により異常でないこと。 □ 濁りが観察により異常でないこと。			
7	位置図	□ 工事箇所が確認できよう、道路および主要建築物等が記入されている。	□ 工事箇所が明記されている。	□ 方位が記入されている。	□ 隣接家屋の境界および距離が記入されている。	□ 道路種別等付近の状況がわかりやすい。	□ 建物の位置、構造等がわかりやすく記入されている。	□ メーターから末端給水栓までの平面図に縮尺が正確に記入されている。	□ 立面図が記入されている。	□ 平面図および平面管路詳細図と立面図が整合している。	□ 分岐部および宅地内引込管の接続部のオフセットが記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。					
																				平面図	□ 建物の位置、構造等がわかりやすく記入されている。			
8	立面図	□ 工事箇所が確認できよう、道路および主要建築物等が記入されている。	□ 工事箇所が明記されている。	□ 方位が記入されている。	□ 隣接家屋の境界および距離が記入されている。	□ 道路種別等付近の状況がわかりやすい。	□ 建物の位置、構造等がわかりやすく記入されている。	□ メーターから末端給水栓までの平面図に縮尺が正確に記入されている。	□ 立面図が記入されている。	□ 平面図および平面管路詳細図と立面図が整合している。	□ 分岐部および宅地内引込管の接続部のオフセットが記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。						
																			立面図	□ 建物の位置、構造等がわかりやすく記入されている。				
9	報告事項	□ 工事箇所が確認できよう、道路および主要建築物等が記入されている。	□ 工事箇所が明記されている。	□ 方位が記入されている。	□ 隣接家屋の境界および距離が記入されている。	□ 道路種別等付近の状況がわかりやすい。	□ 建物の位置、構造等がわかりやすく記入されている。	□ メーターから末端給水栓までの平面図に縮尺が正確に記入されている。	□ 立面図が記入されている。	□ 平面図および平面管路詳細図と立面図が整合している。	□ 分岐部および宅地内引込管の接続部のオフセットが記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。							
																		報告事項	□ 各部の材料・口径および延長が記入されている。					

○○○○○ 様

(道路管理者名)

[占用工事完了届]

許可番号	住 所	氏 名
	函館市 町 丁目 番 号	

函館市企業局

○○○・○○○○○

(担当課・担当名)

○. 項 目 (例 舗装工事着工前)

○. 項 目 (例 埋設物件)

路面復旧完了届

受付年月日	受付
年 月 日	

函館市公営企業管理者 企業局長 様

(指定給水装置工事事業者)

住所

名称

印

電話 —

給水装置工事設置場所	函館市 町 丁目 番 号
申込者氏名 (所有者)	

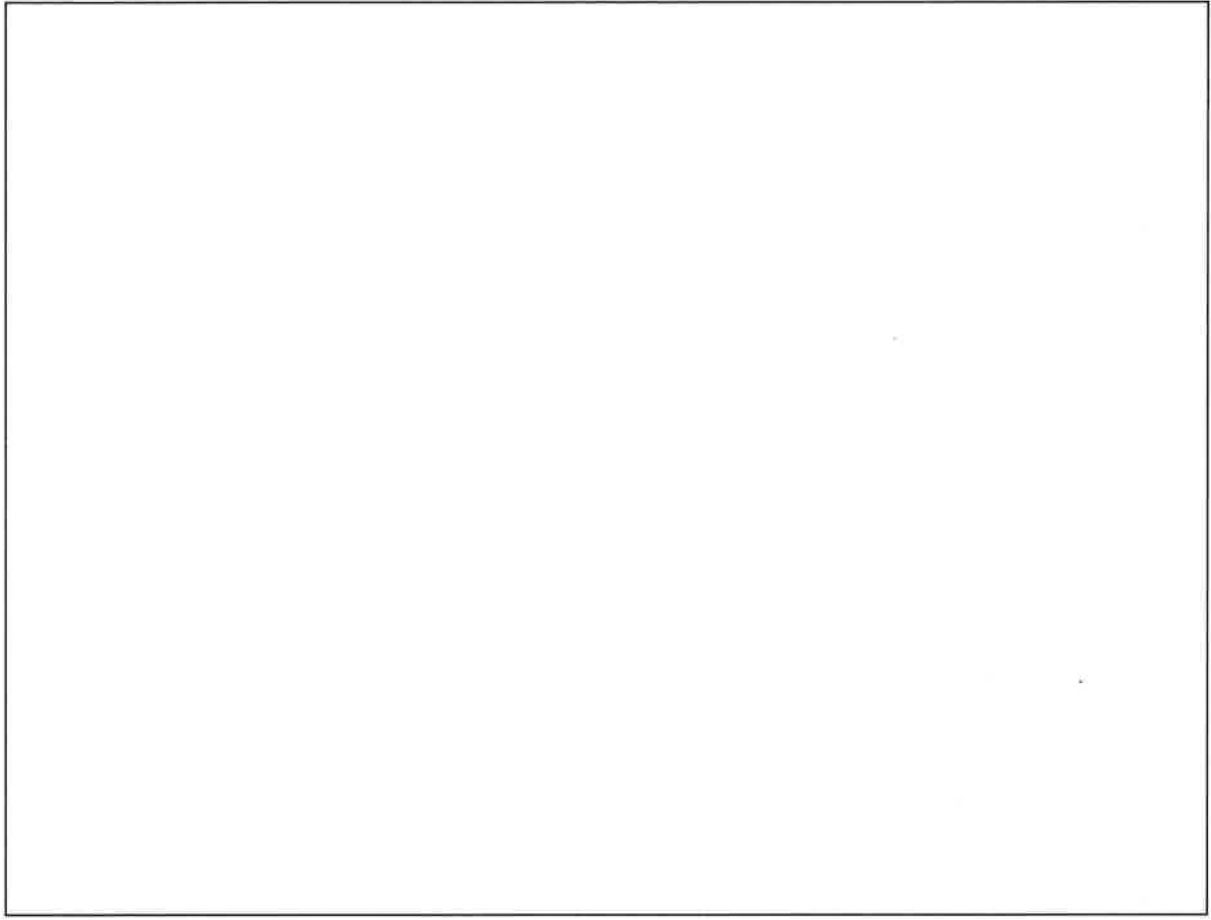
路面復旧年月日	年 月 日
道路破砕年月日	年 月 日
道路種別	<input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 道道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他
道路破砕箇所	<input type="checkbox"/> 車道 <input type="checkbox"/> 歩道 <input type="checkbox"/> 歩車道
路面種別	<input type="checkbox"/> アスファルト舗装 <input type="checkbox"/> インターロッキング <input type="checkbox"/> 砂利道 <input type="checkbox"/> コンクリート舗装 <input type="checkbox"/> その他

略 図													課長
													主査
													検査担当

目標、寸法は明確に記入すること。

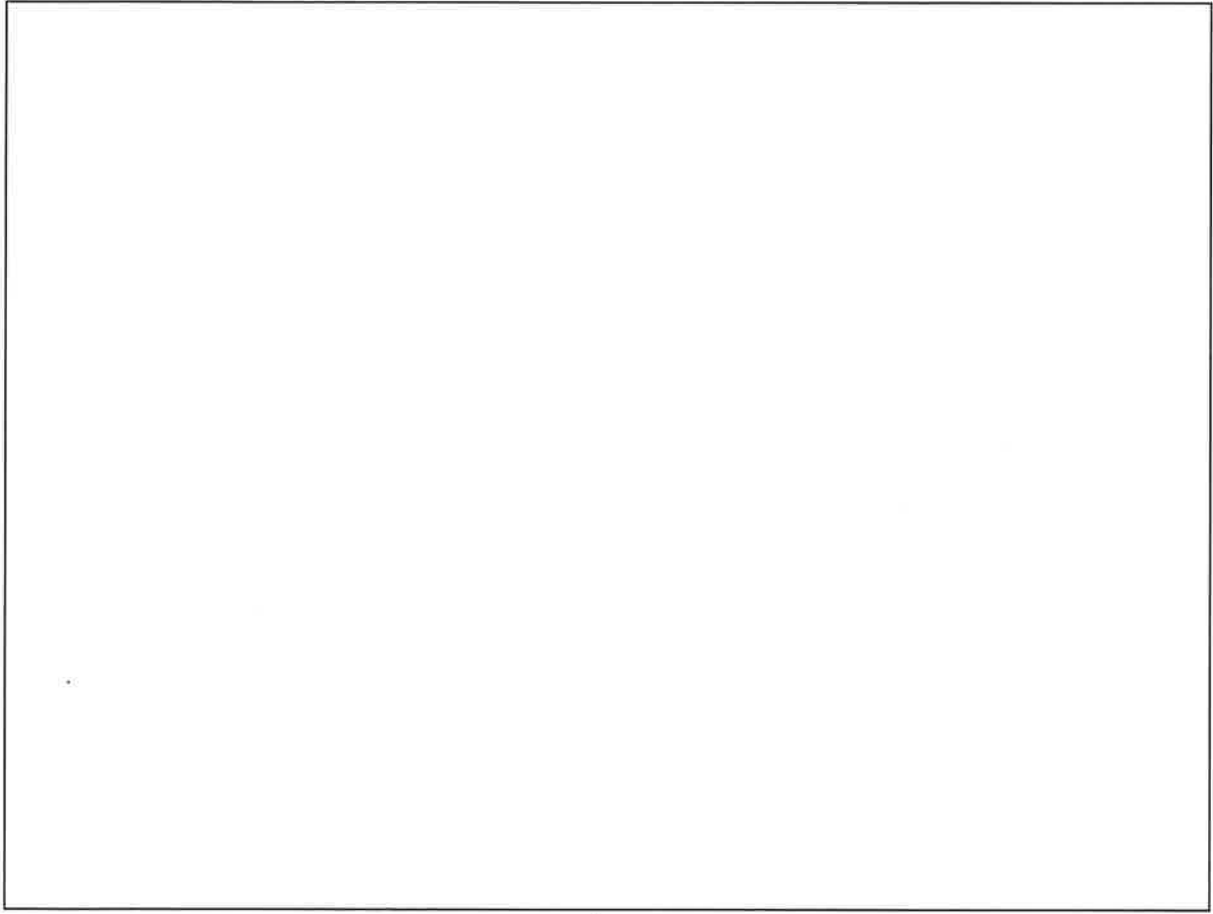
仕切弁情報台帳

メ ッ シ ユ No.	所 函 館 市	パ ル ブ No.	番 号 先
設 置 箇 目			
A. 設 置 年 度	1. 昭和 年度	2. 平成 年度	年度
B. 口 径	mm		
C. 配 水 系 統	1. 元町高区系 2. 元町中区系 3. 赤川高区系 4. 赤川低区第一本管系 5. 赤川低区第二本管系 6. 旭岡高区系 7. 旭岡本管系		
D. 地 盤 高	m		
E. 道 路 管 理 区 分	1. 国 道	3. 市 道	4. 私 宅
F. 道 路 構 造	1. 高舗 造	2. 橋 舗 造	3. 砂利 リ ー ト
G. 路 面 蓋 形 状	1. 大丸 形	2. 弁 蓋 形	3. 防 水 形
H. 歩 車 道 区 分	1. 車道	2. 歩道	3. 植樹 帯
I. 開 閉 方 向	1. 左閉	2. 右閉	
J. 内 面 塗 装	1. タール	2. エポキシ樹脂	3. 無 ラ イ ニ ン グ
K. 埋 設 深 度	m 【キャップ(ハンドル)まで m】		
L. 開 度 調 整	1. 全閉	2. 全開	3. 回 転 開
M. 開 度 調 整 理 由	1. 常鎖	2. 赤水	3. 故障 4. 水質不良 5. 他
N. 機 種	1. バタフライ	2. ソフトシール	3. 縦 横 4. 空 気 5. ス ル ー ス
O. 材 質	1. 鑄鉄	2. ダクタイル	鑄鉄
年 月 日			
口 径 変 更			
開 度 変 更			
変 更 理 由			
そ の 他			
備 考			



消火栓情報台帳

消火栓 No.	メッシュ No.	
設置箇所	函館市	
工事年月日	工種	番号 目標
A. 栓体型式	1. 胴長 2. 新型 3. 旧型 4. 小型 5. 地下式消火栓	
B. 呼び径	本管 元弁	キャップ・カプト高 m
C. 仕切弁種類	1. 鑄鉄(右閉・左閉) 2. ソフトシール(右閉・左閉) 3. 補修弁(レバー・右閉・左閉)	
D. 道路管理区分	1. 国 2. 道 3. 市 4. 私 5. 宅 6. 他	
E. 道路構造	1. 高舗 2. 簡舗 3. 砂利 4. コンクリート 5. ブロック 6. 他	
F. 路面蓋	1. 大丸 2. 弁蓋 3. 角蓋 4. 防水 5. 他	
G. 設置箇所区分	消火栓	1. 車道 2. 歩道 3. 植樹 4. 分離帯 5. 他 ()
	元弁	1. 車道 2. 歩道 3. 植樹 4. 分離帯 5. 他 ()
H. 水圧	Mpa	
消火栓写真		
備考		



修 繕 工 事 報 告 書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

使用番号		-			-					
報 告 者	住 所									
	氏 名					印				
修繕申込年月日		年 月 日		(修繕箇所位置図)						
給水装置設置場所		函館市	町 丁目					(番地)	番 号	
使用 者 氏 名		電話()								
修繕施行年月日		年 月 日								
水 道 メーター	口 径							mm		
	番 号									
	修繕完了 時の指針		本器				m ³			
			副管				m ³			
修繕の種類および内容										
公道部分の修繕				宅地内の修繕						
1 破損修繕 2 漏水修繕 (舗装復旧) 面積 m ² 歩道 t = cm 車道 t = cm (修繕工事内容)				1 屋外給水管漏水修繕 2 屋内給水管漏水修繕 3 防寒器・水抜き修繕 4 パッキン取替 () 5 立上り管漏水修繕 6 ボールタップ修繕 7 その他 ()						

軽 微 な 変 更 届

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

お客さま番号																				
届 出 者	給水装置設置場所	町 丁目 番 号																		
	使用 者 氏 名	⑩ 電話 ()																		
指定給水装置 工 事 事 業 者	住 所																			
	氏 名 (氏名)																			
修繕施工年月日	平成 年 月 日		(備 考)																	
水道メーター口径	口径 mm																			
水道メーター番号																				
修繕完了の水道 メーター指針 (m3)	本器																			
	副管																			
修繕箇所 1 給水栓の (取替・コマ取替) 2 給水栓のパッキン取替 3 ボールタップの故障修理 (取替・パッキン取替・調整) 4 その他																				

凍結解氷月例報告書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

指定給水装置工事
事業者名

住 所

電 話

次のとおり、凍結解氷をしましたので報告します。

記

年 月分

施 工 年 月 日	凍 結 解 氷 件 数	摘 要
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
合計		件

調定	検針	入力	課長	主査	担当

第7号様式(第38条関係)

水道メーター亡失(き損)届

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長様

届出人	
住所	町 丁目 番号
氏名	印
電話	—

お客さま番号	—
給水装置設置場所	町 丁目 番号
使用者氏名	
亡失(き損)年月日	平成 年 月 日
口径	mm
番号	
理由	1 家屋解体による亡失 2 その他

摘要

代理人選定 (変更) 届

函館市公営企業管理者企業局長様

年 月 日

給水装置設置場所		町 丁目 番 号
届出人	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	印
	電 話	() —

新代理人	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	印
	電 話	() —
旧代理人	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	

摘 要	
-----	--

管理人選定（変更）届

函館市公営企業管理者企業局長様

年 月 日

給水装置設置場所		町 丁目 番 号
届出人	住所	町 丁目 番 号
	氏名	印
	電話	() —

新管理人	住所	町 丁目 番 号
	氏名	印
	電話	() —
旧管理人	住所	町 丁目 番 号
	氏名	

摘要	
----	--

備考 届出人が連名の場合は、別紙または摘要欄に記入してください。

用 途 変 更 届

函館市公営企業管理者企業局長様

年 月 日

使用 者 番 号							
給水装置設置場所		町 丁目 番 号					
届 出 人 (使用者)	住 所	町 丁目 番 号					
	氏 名	印					
	電 話	() —					

所有者または 代理人	住 所	町 丁目 番 号					
	氏 名	印					

用 途	新	家 庭 用	一 般 用	公 衆 浴 場 用
	旧	家 庭 用	一 般 用	公 衆 浴 場 用
用途変更年月日		印		

摘 要

私設消火栓消防演習使用届

函館市公営企業管理者企業局長様

年 月 日

給水装置設置場所		町	丁目	番	号
届出人 (使用者)	住所	町	丁目	番	号
	氏名	印			
	電話	()	—		

所有者	住所	町	丁目	番	号
	氏名	印			

消火栓の種類および 使用栓数	1	水道メーター装置のあるもの	<input type="checkbox"/>		
	2	水道メーター装置のないもの	<input type="checkbox"/>		
使用の日時	年	月	日	午	時から
				午	時まで

立会職員 職氏名	印
封かん職員 職氏名	印
封かん年月日	年 月 日

摘要

入力	課長	主査	担当

給水装置所有者変更届

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長様

給水装置設置箇所		町 丁目 番 号
新所有者	住所	町 丁目 番 号
	氏名	印
	電話	() -
旧所有者	住所	町 丁目 番 号
	氏名	印
	電話	() -
変更年月日		平成 年 月 日
給水装置の所有者が所在不明等のため，その届出書に連署することができないときは，新所有者は，当該給水装置の所有権の取得を証明する書類を提出して，連署に代えることができます。		
変更事由		提出書類
<input type="checkbox"/> 土地または建物の売買	<input type="checkbox"/> 土地および建物の全部事項証明書 (登記簿謄本の写し)	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 相 続	旧所有者との関係 ()	
<input type="checkbox"/> そ の 他	その他 ()	
提出者	氏名	
	連絡先	TEL () -
<p><注意></p> <p>1. 太線の枠の中だけ記入して下さい。</p> <p>2. 本届出に関し，後日利害関係人からの異議の申し出があっても，当局はその責任を負いません。</p> <p>3. 新所有者が市外に居住している場合は，別紙代理人選定届けの添付が必要となります。</p>		

局記入欄	水栓番号							
布設年月日	S H	年	月	日	口径	mm	材質	
摘 要								

消防用水道使用届

函館市公営企業管理者企業局長様

年 月 日

使用者番号								
給水装置設置場所		町 丁目 番 号						
届出人 (使用者または は管理人)	住所	町 丁目 番 号						
	氏名	印						
	電話	() —						

所有者または は代理人	住所	町 丁目 番 号						
	氏名	印						

使用の日時	年 月 日	午 時 から
		午 時 まで
消防署職員	印	

摘要

(表) 給水装置異状届

年 月 日 午前 午後 時 分

函館市公営企業管理者企業局長様

使用者番号										金額	円
給水装置設置場所											
使用者	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名
申込者	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所
支払者	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所
故障箇所											
装	水栓	埋設	立上り管	防凍器	栓類	継手	管	地下	住宅	公道	私道
置	床	地	道	道	道	道	道	道	道	道	道
故障内容											
出	ない	出	が	細	い	出	が	細	い	出	が
出	っ	放	し	よ	く	止	ま	ら	な	い	な
破	裂	凍	結	破	損	破	損	破	損	破	損
業者	破	損	破	損	破	損	破	損	破	損	破
工事予定											

(裏)

修繕費用内訳書											
施工済認印	修繕者	修繕処理内容	年月日	施工							
		しゅん工	年 月 日	日施工							
		再調査	時	分							
		先方修繕	時	分							
		修繕不要	時	分							
使用材料	形質	数量	単価	金額	記事						
ポリエチレンパイプ											
鋼管											
水栓											
水栓パッキン					材料費						
防凍器パッキン					労力費						
防凍器輪ゴム					小計						
PP用外ネジ					経費						
PP用内ネジ					計						
PP用ユニオンソケット					舗装復旧						
MCユニオン											
					計						
					消費税相当額						
					合計						
					検査						

